

JA山梨みらいのご案内

Yamanashimirai Agricultural Cooperative Association

ディスクロージャー誌 **2024**



山梨みらい農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A山梨みらいは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌2024を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年5月 山梨みらい農業協同組合

プロフィール

(2024年1月末現在)

●組合名	山梨みらい農業協同組合（略称：J A山梨みらい）		
●設立	平成31年2月1日		
●本店所在地	甲府市下飯田三丁目5-12 電話055-223-9600（代表）		
●出資金	33億円	●販売品取扱高	39億円
●総資産	2,324億円	●購買取扱高	18億円
●貯金	2,205億円	●役員数	30人
●貸出金	673億円	●職員数	449人
●長期共済保有高	6,744億円	●支店数・施設数	47箇所
●単体自己資本比率	12.54%		
●組合員数	27,733人（正組合員：13,296 准組合員：14,437）		
●ホームページ	https://www.y-mirai.or.jp		

（注）本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した計数は、単位未満を切り捨て表示していますので、合計と一致しない場合があります。

なお、金額は、表示単位未満のものは「0」で表示し、期末に残高がない（0円）場合等は「-」で表示しています。

目 次

あいさつ	1
1. 経営理念	3
2. 経営方針	4
3. 経営管理体制	5
4. 事業の概況(令和5年度)	5
5. 事業活動のトピックス(令和5年度)	9
6. 農業振興活動	15
7. 地域貢献情報	15
8. リスク管理の状況	19
9. 自己資本の状況	28
10. 主な事業の内容	29
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	40
2. 損益計算書	42
3. 注記表	44
4. 剰余金処分計算書	69
5. 部門別損益計算書	71
6. 会計監査人の監査	73
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	73
2. 利益総括表	74
3. 資金運用収支の内訳	74
4. 受取・支払利息の増減額	75
III 事業の概況	
1. 信用事業	76
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	

- ③ 貸出金の担保別内訳残高
- ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
- ⑤ 貸出金の使途別内訳残高
- ⑥ 貸出金の業種別残高
- ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高
- ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- ⑪ 貸出金償却の額

(3)内国為替取扱実績

(4)有価証券に関する指標

- ① 種類別有価証券平均残高
- ② 商品有価証券種類別平均残高
- ③ 有価証券残存期間別残高

(5)有価証券等の時価情報等

- ① 有価証券の時価情報
- ② 金銭の信託の時価情報
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

2. 共済取扱実績 85

- (1)長期共済新契約高・長期共済保有高
- (2)医療系共済の共済金額保有高
- (3)介護系その他の共済の共済金額保有高
- (4)年金共済の年金保有高
- (5)短期共済新契約高

3. 農業・生活その他事業取扱実績 87

- (1)買取購買品
- (2)葬祭事業取扱実績
- (3)販売品取扱実績
- (4)保管事業取扱実績
- (5)利用事業取扱実績
- (6)加工事業取扱実績
- (7)農地利用調整事業
- (8)茶事業
- (9)福祉・介護事業取扱実績
- (10)その他の事業取扱実績

4. 指導事業 90

IV 経営諸指標

1. 利益率	91
2. 貯貸率・貯証率	91
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	92
2. 自己資本の充実度に関する事項	94
3. 信用リスクに関する事項	96
4. 信用リスク削減手法に関する事項	100
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	101
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	101
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	102
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	103
9. 金利リスクに関する事項	104
VI 連結情報	
1. グループの概況	106
(1)グループの事業系統図	
(2)子会社等の状況	
(3)連結事業概況(令和5年度)	
(4)最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5)連結貸借対照表	
(6)連結損益計算書	
(7)連結キャッシュ・フロー計算書	
(8)連結注記表	
(9)連結剰余金計算書	
(10)農協法に基づく開示債権	
(11)連結事業年度の事業別経常収益等	

2. 連結自己資本の充実の状況	144
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資等その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
財務諸表の正確性等にかかる確認	156
【JAの概要】	158
1. 組合の組織機構図	
2. 役員構成(役員一覧)	
3. 組合員数	
4. 組合員組織等の状況	
5. 特定信用事業代理業者の状況	
6. 地区一覧	
7. 沿革・あゆみ	
8. 店舗のご案内	
自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	168

ごあいさつ

組合員及び地域の皆様におかれましては、平素よりJA山梨みらいの事業活動に對しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内情勢においては、令和2年1月に日本国内で初めて発生が確認された新型コロナウイルスは令和5年5月に5類感染症へと移行され、新型コロナへの社会の向き合い方が変化していく年になりました。この間、マスク着用の定着化やイベント・外食需要の減少、リモート会議の普及など様々な変化をもたらしましたが、コロナ禍を経て人と人との繋がり大切さを改めて感じているところです。また一方で農家世帯においては生産資材・飼料をはじめ、あらゆるものがコスト高となり一般生活はもちろんのこと農業分野への影響も計り知れない状況が続いています。国が主導し、農業分野のコスト低減と共に農産物の適正価格を形成する事が急務であり、農家だけではなく当組合や自治体なども一体となって問題解決に取り組むことが必要です。そして適切な施策のもと足腰の強い経済状況にしていかなければいけません。また、個人消費においてもコロナ禍を経て緩やかな増加を続けてきましたが、価格上昇分を差し引いた実質ベースでは減少傾向となっており、賃金の上昇が物価上昇に追い付かない状況が続くなかで、物価高が消費に陰りをもたらしているかと捉えています。持続的な成長軌道に乗せていくため、「物価高・円安への対応」「構造的な賃上げ」「成長のための投資と改革」を重点分野とする物価高克服・経済再生実現のための様々な総合経済対策を政府が打ち出す事が重要だと考えます。

この様な環境の中、当組合の経営においても多くの課題・難題を抱えております。その要因として農家組合員の高齢化や次世代の担い手不足等により正組合員の減少が続き、低金利政策の長期化や少子高齢化等による信用・共済事業収益減が大きく影響しております。但し、令和5年4月からは総代会にて承認をいただいた新体制の下、経営改革・改善案を役職員で議論し、まだまだ道半ばではありますが課題となっている事案に対して順次着手し、一定の成果を示す事ができました。今後も役職員が一丸となり総合事業としての機能を十分に発揮し、農家組合員や地域住民の皆様にご満足いただける組織を構築し経営基盤の強化に努めてまいります。

そして農家組合員との対話活動による様々な意見をもとに「不断の自己改革」の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を引き続き継承し実践をしてまいります。更にはライフサポート事業の強化と普及活動を昨年以上に注力し、組合員の事業承継・相続相談などの様々な問題解決に向けて、その期待に応えるべく利用者から喜ばれるよう取り組んでまいります。この事は、地域農業の振興や活性化、更にはJA経営基盤の確立・強化に必ずつながるものと確信しております。

最後になりますが、農家組合員や地域から信頼され期待に応える「JA山梨みらい」づくりに役職員が一体となり全力で取り組んでまいりますので、今後とも皆様の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

山梨みらい農業協同組合
代表理事組合長 萩原 爲仁

J A 綱領

J A 綱領とは、J A グループが活動を展開するにあたり、J A グループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。

1. J A 綱領 – わたしたち J A のめざすもの –

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追おう。

2. J A 綱領の解説

J A 綱領は、J A の組合員、役職員が次の5つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。1番目が消費者に対して、2番目が地域住民に対して、3番目が事業の利用者に対して、4番目が出資者に対して、5番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

- ① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に答えていくこと。
- ② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。
- ③ J A の「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他の J A、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。
- ④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表よりの確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。
- ⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間と共に、広く情報を収集し、共に学び、J A の活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

1. 経営理念

- J A山梨みらいは、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A山梨みらいは、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- J A山梨みらいは、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

【基本理念】

J A山梨みらいは、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- 自然を愛し、「食の安全」と「農業」を守ります。
- 組合員をはじめ地域の皆様の”生活”を応援します。

【基本姿勢】

- みなさまから信頼される J A山梨みらいをめざします。
- 地域から必要とされる J A山梨みらいをめざします。
- 社会に誇れる J A山梨みらいをめざします。

2. 経営方針

◇「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、増加している加工・業務用需要を取り込むべく、外食・中食業界に対する直接販売に取り組みます。また生産資材価格の引き下げを実現するため、競合するホームセンター等の商品の価格・品質を把握し、同等の商品でJAの取扱価格が高い場合は、仕入先との協議等を行い、弾力的に価格・手数料設定を見直し、生産資材価格の引き下げに取り組みます。

◇「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、介護、直売・加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。

◇健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

【部門別経営方針】

■ 営農・経済事業部門

地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全・安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。

当JAでは、市町村と連携し、認定農業者の育成や集落営農の推進、農業生産法人や特定農業団体の設立の推進を図ります。さらに、販売力の強化と営農指導員の活動の充実、流通コストの低減等に取り組み、農家所得の向上を図ります。

■ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

■ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、各地区から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和5年度）

◇指導事業

①営農活動

県内では果実の盗難被害があったものの、管内においては被害が少なく、山梨県の農業応援事業で購入した防犯カメラを園地に購入・設置を呼びかけ、防犯に対する意識向上と所得減少防止に努めました。

昨年から引き続く世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ロシアのウクライナ侵略等の影響もあり、肥料原料の国際価格が大幅に急騰したため、肥料価格高騰対策事業に取り組み農家の経費削減に努めました。

また、各地域毎に開催される各種講習会に営農指導員を招集し、資料や情報を共有しつつ、指導員の知識向上に努めました。

②生活活動

新型コロナウイルスが第5類へ移行となった今年度は感染対策に留意しながら、県外視察研修、グラウンドゴルフ大会、寄せ植え教室、手芸教室、健康教室、味噌作り、野菜の作り方講習会、野菜の冷凍・解凍の仕方を学習したり、女性部支部役員交流会では高齢者による消費者トラブルについて学習会を行いました。また、女性大学「さわやか大学」は開催場所を市川と竜王の二か所で行い、43名が入学し、学習を通じて交流を深めました。

③健康管理活動

組合員、地域住民の健康維持に、行政、JA山梨厚生連と連携し、巡回検診、人間ドック、健康相談など健康維持活動を行いました。また、JA山梨厚生連の指導で運動講座、栄養講座、健康講座など日常生活に密着した健康管理活動を行いました。

④農政・教育広報・組織活動

行政と連携した健康診断の実施や、組合員・地域住民のくらしのニーズに寄り添いつつJAだよりの発行による情報提供や、日本農業新聞・家の光の購読推進に努めました。

◇販売事業

①果実

本年の果実は夏季の高温、乾燥により日焼け果や着色不良果が多く発生したため、出荷量が減少しました。主力品種のシャインマスカットについては、早場産地としての利を生かす生産、販売方針の継続と、生産部会を中心とした糖度等の高品位出荷の徹底により、取引市場からの評価も高く、旧盆前を中心に有利な販売を行うことが出来ました。そのため、全国的にシャインマスカットの価格が前年を割り込む中で、当組合では前年を上回る価格での販売を行う事が出来ました。

②野菜

トウモロコシについては、一部で強風による倒伏や台風による冠水により出荷量に影響を受けました。販売面では、九州産と関東産との競合により厳しい販売環境となりましたが、前年並みの価格を維持しました。また、ヤングコーンの販売取組を拡大し、所得の向上に貢献することが出来ました。

ナスについては、夏季の高温により着花が不安定となる時期がありましたが、前年並みの出荷量となりました。販売面では、他産地との産地間リレーが円滑に行われ、順調に販売が始まりました。出荷最盛期には、高温により野菜類の価格が高値で推移したため、良好な販売環境となりました。

施設野菜については、夏季の高温により全国的に出荷量が減少しました。販売面では、近年にない高単価で推移しましたが、出荷量の減少が大きく響き、前年を下回る販売高となりました。

◇購買事業

①生産資材

肥料については、世界的に肥料原料の荷動きが低調になったことや、ロシア品の供給が継続したことから値下げに転じており、肥料及び農薬の予約購買を推奨し、農家組合員へ提供する価格の低減に努めました。

段ボールなど生産資材については、予約の徹底を行い必要数量を確保し、早期引き取りによる安価供給に努めました。

主な供給高は、肥料288百万円（前年比107.5%）農薬164百万円（前年比103.9%）農業機械57百万円（前年比94.0%）園芸資材266百万円（前年比103.3%）一般資材262百万円（前年比91.0%）となり、生産資材全体では供給高1,133百万円（前年比99.3%）となりました。

②生活物資

特産品である南部茶の「新茶キャンペーン」及び「南部茶ペットボトルキャンペーン」を行い、南部茶の販売拡大に努めました。

また、「聞こえと補聴器セミナー」を開催し、組合員の聞こえの相談に努めました。家庭燃料については、暖冬の影響により灯油の消費量が減少、ガス事業については、「契約見直しキャンペーン」を実施し新規取引先の拡大に努めました。

主な供給高は、一般食品186百万円（前年比91.3%）耐久消費財50百万円（前年比100.8%）日用保健雑貨用品198百万円（前年比88.3%）家庭燃料596百万円（前年比95.4%）となり、生活資材全体では供給高1,093百万円（前年比94.1%）となりました。

◇葬祭事業

国内の新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行し葬儀施行件数が増加傾向で推移し、また多様化する葬儀の形態（家族葬・会食無等）に対応した事により、葬儀施行件数につきましては5ホール（あじさい身延、あじさい南部、あじさい増穂、セレモニーみどり、なでしこ甲府）合計で417件、実績額は577百万円（前年比105.9%）となりました。また、終活セミナー（9/30セレモニーみどり）などを開催し組合員・利用者へのサービス強化、周知活動を実施致しました。

◇共済事業

①長期共済

利用者の皆様には近況確認、加入内容説明を行いながら、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全保障を目指してまいりました。近年多く発生している自然災害等を対話に取り入れながら総合保障充足を展開しました。その結果、長期共済付加収入は794百万円（前年比87.3%）でした。支払い共済金は3,127件、2,248百万円となり利用者の皆様に「安心・満足」をお届けすることが出来ました。

②短期共済

「くるま」保障取組強化のため外務・支店窓口を中心に各種キャンペーンを行い新規、グレードアップの強化を行いました。また、中・高校では自転車交通安全教室を実施し交通安全啓蒙活動を行いました。その結果、短期共済付加収入は277百万円（前年比99.6%）でした。支払い共済金は2,122件、729百万円となり迅速な支払いに努めました。

◇信用事業

①貯 金

新型コロナウイルスが5類感染症へ位置付け変更されましたが、活動の多くがコロナ禍前の状況にまで戻ることはありませんでした。そのような中、個人貯金の減少に歯止めをかけるため、7月から10月にかけて個人貯金純増を目的としたキャンペーン定期貯金「夏っ得定期貯金 みらい2023」を実施、あわせて地公体貯金のさらなる獲得を目指したことなどにより、年度末には前年度末を上回る実績を挙げる事が出来ました。その結果、年度末貯金残高は220,540百万円（計画比103.1%、前年比103.2%）となりました。

②貸 出 金

「貸出強化支援プログラムⅡ」の取り組み最終年を迎え、経済・営農部門との情報連携により農業融資は、実行件数27件、実行金額77百万円を挙げる事が出来ました。

また住宅ローンは着実に実行を重ね、実行件数368件、実行金額11,244百万円の実績を挙げ、マイカーローンについても堅調に伸長し、実行件数318件、実行金額725百万円の実績を挙げる事が出来ました。その結果、年度末貸出金残高は、67,381百万円（計画比106.4%、前年比115.9%）となりました。

◇福祉事業

高齢化社会が進行する中、組合員・利用者の皆様が日常生活を安心して過ごせるような介護サービス提供に努めました。居宅介護支援事業につきましては、利用者、地域から必要とされる介護サービスに対するアドバイザーとして行政などと連携しながら相談業務や介護計画書の作成に取り組みました。通所介護事業につきましては様々なイベントを企画・開催し、多様な介護サービスに取り組みました。

◇茶事業

県内のJAセレモニーホールにおいては、コロナ禍の影響を受けてから家族葬が増えたり、一般葬の会葬者の減少、お茶離れなどの影響が続き販売高の確保に苦悩してきました。

その中で、販路拡大に向け取引先業者から情報収集などして、商品開発の取り組みをしたり、例年行っている新茶キャンペーン、南部茶ペットボトルキャンペーンなどを実施しながら販売促進に力を入れてきました。

また、葬儀返礼品の需要減少が大きかった中で、南部茶ペットボトルの販売高は25百万円（前年比122.9%）となりました。

5. 事業活動のトピックス（令和5年度）

年 月 日	処 理 事 項
	総代会
R5. 4. 27	第4回通常総代会
	理事会
R5. 2. 27	内部統制システム基本方針の一部改訂について 他
R5. 3. 24	総代会の提出議案について 他
R5. 4. 27	組合長理事・専務理事・常務理事の選任について 他
R5. 5. 29	ディスクロージャー誌の開示について 他
R5. 6. 27	夏季賞与の支給について 他
R5. 7. 27	債務者対応方針結果集計報告について 他
R5. 8. 29	出資金減口承認について 他
R5. 9. 13	令和5年度半期ディスクロージャー誌の開示について 他
R5. 10. 27	コンプライアンスマニュアルの一部改訂について 他
R5. 11. 28	冬季賞与の支給について 他
R5. 12. 22	山梨県常例検査回答について 他
R6. 1. 26	令和6年度収支計画について 他
	監事会
R5. 2. 27	監事の選任議案に関する同意について
R5. 3. 7	みのり監査法人とのディスカッション
R5. 3. 24	令和4年度 下半期監事自己監査報告書(案)について 他
R5. 5. 29	令和4年度 JA財務モニタリング報告について 他
R5. 6. 27	令和5年度 仮決算監事監査実施計画について
R5. 10. 27	令和5年度 上半期監事監査報告について
R5. 12. 22	令和5年度 決算監事監査実施計画(案)について 他
	監査及び検査
R5. 2. 9	みのり監査法人 期末Ⅱ監査
R5. 2. 17～20	みのり監査法人 期末Ⅲ監査（土日除く2日間）
R5. 3. 6～8	監事 令和4年度決算監査(3日間)
R5. 3. 9～16	みのり監査法人 期末Ⅲ監査（日曜除く7日間）
R5. 5. 29	山梨県常例検査 現物検査
R5. 6. 23	みのり監査法人 監事とのコミュニケーション
R5. 7. 7～11	みのり監査法人 期中Ⅰ監査（土日除く4日間）
R5. 7. 31	監事 令和5年度仮決算現物監査（現金実査・棚卸）
R5. 8. 2	みのり監査法人 期中Ⅱ監査
R5. 8. 21	みのり監査法人 期中Ⅱ監査
R5. 8. 21～9. 25	山梨県常例検査（金土日を除く15日間）
R5. 9. 29	みのり監査法人 期中Ⅱ監査
R5. 10. 3	みのり監査法人 期中Ⅱ監査
R5. 10. 3～5	監事 令和5年度仮決算監査（3日間）
R5. 11. 8～14	みのり監査法人 期中Ⅱ監査（土日を除く5日間）
R6. 1. 9～16	みのり監査法人 期中Ⅲ監査（土日を除く6日間）
R6. 1. 31	みのり監査法人 期末Ⅰ監査（現金実査・棚卸）
R6. 1. 31	監事 令和5年度決算現物監査（現金実査・棚卸）

年 月 日	処 理 事 項
	生産者部会
R5. 3. 9	すもも受粉講習会（甲府地区）
R5. 3. 28	カリフラワー出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 4. 6	山梨県果実・野菜生産者大会
R5. 4. 7	きゅうり出荷規格説明会（中巨摩東部地区）
R5. 4. 8	キウイ摘蕾・受粉講習会（西八代地区）
R5. 4. 12	ヤングコーン出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 4. 17	早生デラジベ処理講習会（玉諸・甲運地区）
R5. 4. 18	普通デラジベ処理講習会（玉諸・甲運地区）
R5. 4. 18	とうもろこし現地栽培講習会（中巨摩東部地区）
R5. 4. 20	すもも摘果講習会（甲府地区）
R5. 4. 24	普通デラジベ処理講習会（里垣地区）
R5. 4. 25	とまと出荷規格説明会（中巨摩東部地区）
R5. 5. 1	ぶどう大房系づくり（玉諸・甲運地区）
R5. 5. 2	梅出荷説明会（敷島地区）
R5. 5. 4	ぶどうジベ処理講習会（西八代地区）
R5. 5. 8	ハウスとうもろこし出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 5. 8	デラジベ講習会（敷島地区）
R5. 5. 9	ぶどう大房系づくり（里垣・山宮地区）
R5. 5. 15	キウイ摘果講習会（西八代地区）
R5. 5. 16	とうもろこし・なす現地合同栽培講習会（甲府地区）
R5. 5. 16	大房房作り講習会（竜王地区）
R5. 5. 18	ぶどう房作り講習会（西八代地区）
R5. 5. 23	とうもろこし出荷規格説明会（甲府地区）（中巨摩東部地区）
R5. 5. 23	大房房作り講習会（敷島地区）
R5. 5. 26	もろこし出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 5. 26	ぶどう栽培講習会（増穂地区）
R5. 5. 30	なす出荷規格説明会（甲府地区）（中巨摩東部地区）
R5. 6. 2	すもも出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 6. 7	もも出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 6. 7	すもも（大石）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 6. 8	ぶどう摘粒講習会（西八代地区）
R5. 6. 9	もも（ちよひめ）出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 6. 9	すもも（大石）出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 6. 9	ぶどう摘粒講習会（竜王地区）
R5. 6. 12	ドルチェドリーム出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 6. 13	ぶどう摘粒講習会（敷島地区）
R5. 6. 18	もも（日川白鳳）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 6. 20	千両・長なす現地栽培講習会（中巨摩東部地区）
R5. 6. 21	すもも（ソルダム）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 6. 26	もも（加納岩）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 6. 27	もも（夢桃香）出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 6. 28	デラウエア出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 6. 28	すもも（ソルダム他品種）出荷規格説明会（西八代地区）

年 月 日	処 理 事 項
R5. 6. 28	すもも（サマーエンジェル）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 6. 30	もも（白鳳）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 7. 6	すもも（貴陽）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 7. 12	もも（浅間白桃）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 7. 12	果実部本部もも、すもも専門部会役員視察会（玉諸、敷島、増穂、大塚各共選所）
R5. 7. 14	甲府地区巨峰・ピオーネ出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 7. 14	デラウェア出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 7. 17	もも（なつっこ）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 7. 19	すもも（太陽）出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 7. 23	黒系ぶどう出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 7. 24	藤稔・甲斐のくろまる出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 7. 26	巨峰・ピオーネ出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 7. 27	ブラックキング出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 7. 31	シャインマスカット出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 8. 2	クイーンニーナ・ネオマス・ベリーA出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 8. 2	大房出荷説明会（敷島地区）
R5. 8. 2	なす出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 8. 8	シャインマスカット化粧箱計画出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 8. 8	シャインマスカット・ブラックキング・甲斐のくろまる出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 8. 8	シャインマスカット出荷規格説明会（増穂地区）
R5. 8. 21	ロザリオビアンコ出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 8. 21	ベリーA 出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 8. 25	甲斐路出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 8. 28	果実部本部ぶどう専門部会役員視察会（玉諸、敷島、増穂、大塚各共選所）
R5. 9. 6	甲州出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 9. 11	きゅうり出荷規格説明会（中巨摩東部地区）
R5. 9. 13	やはたいも出荷規格説明会（竜王地区）
R5. 9. 19	柿出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 10. 2	キウイ出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 10. 11	とまと出荷規格説明会（中巨摩東部地区）
R5. 11. 23	大塚にんじん出荷規格説明会（西八代地区）
R5. 11. 24	すもも反省会（甲府地区）
R5. 11. 30	ぶどう剪定講習会（増穂地区）
R5. 12. 4	ぶどう剪定講習会（甲府地区）
R5. 12. 7	ハウスレタス出荷規格説明会（甲府地区）
R5. 12. 8	もも選定講習会（甲府地区）
R5. 12. 9	大塚にんじん即売会 1 日目（西八代地区）
R5. 12. 10	大塚にんじん即売会 2 日目（西八代地区）
R5. 12. 12	令和 5 年度第4回野菜部優秀農業者表彰式
R5. 12. 18	もも冬季剪定講習会（西八代地区）
R5. 12. 18	ぶどう冬季剪定講習会（西八代地区）
R5. 12. 25	ぶどう剪定講習会（敷島地区）
R6. 1. 10	キウイ冬季剪定講習会（西八代地区）

年 月 日	処 理 事 項
R6. 1. 11	きゅうり促成・半促成栽培講習会（中巨摩東部地区）
R6. 1. 18	甲府地区ぶどう栽培・販売反省会（1日目）
R6. 1. 19	甲府地区ぶどう栽培・販売反省会（2日目）
R6. 1. 23	とうもろこし播種前講習会（中巨摩東部地区）
R6. 1. 24	やはたいも栽培病害検討会（竜王地区）
R6. 1. 30	第1回果実部本部協議会
	その他
R5. 2. 9	女性部 富沢支部 味噌仕込み
R5. 2. 15	女性部 市川支部 寄せ植え教室
R5. 2. 25	女性部 増穂・青柳・鰍沢支部 合同視察研修
R5. 3. 8～3. 10	女性部 田富支部 味噌作り
R5. 3. 11	女性部 増穂支部 味噌作り
R5. 3. 17	女性部 中富支部 肩たたき棒作り
R5. 3. 22	中央市 南部茶贈呈
R5. 3. 24	甲斐市 南部茶贈呈
R5. 3. 29	富士川町 南部茶贈呈
R5. 3. 30	身延町・早川町・南部町 南部茶贈呈
R5. 4. 3	辞令交付式
R5. 4. 8	女性部 玉穂支部 新聞紙でエコバック作り
R5. 4. 14	市川三郷町 南部茶贈呈
R5. 4. 16	女性部 富沢支部 たけのこ祭り出店
R5. 4. 18	女性部 昭和支部 役員会 お酢を使った料理教室
R5. 4. 19	女性部 南部支部 頭のパワーアップ教室
R5. 4. 22	女性部 大塚支部 野菜と花の種配布と講習会
R5. 4. 26	女性部 山城支部 ガーデニング教室
R5. 5. 8	田富小 夏野菜苗植え付け講習
R5. 5. 10	女性部 昭和支部 健康教室
R5. 5. 13	女性部 玉穂支部 グラウンドゴルフ大会
R5. 5. 13	女性部 中富支部 視察研修
R5. 5. 16	女性部 竜王支部 イスを使った体操教室
R5. 5. 20	南部茶特売会
R5. 5. 25	女性部 田富支部 新聞紙でエコバック作り
R5. 5. 28	女性部 南部支部 青空市
R5. 6. 3	女性部 鰍沢支部 郷土料理づくり
R5. 6. 6	女性部 山城支部 健康クラブ
R5. 6. 7	女性部 南部支部 ゴキブリ団子作り
R5. 6. 10	女性部 玉穂支部 寄せ植え教室
R5. 6. 10	いーなとうぶ トウモロコシ販売会
R5. 6. 13	女性部 山城支部 SDGs活動不用品取り替えっこ・雑巾作り
R5. 6. 21	女性部 下部・六郷支部 視察研修（東洋綿業他）
R5. 6. 22	女性部 本部支部 脳トレクイズ
R5. 6. 26	女性部 敷島支部 視察研修（三島スカイウォーク他）

年 月 日	処 理 事 項
R5. 6. 27	女性部 昭和支部 視察研修（東洋綿業他）
R5. 7. 3	女性部 田富支部 はり絵教室
R5. 7. 4	女性部 山城支部 健康クラブ
R5. 7. 8	女性部 玉穂支部 鍋の講習会
R5. 7. 10	女性部 竜王支部 手芸教室
R5. 7. 14	女性部 中富支部 脳トレ教室
R5. 7. 16	女性部 南部支部 青空市
R5. 7. 26	女性部 昭和支部 押し花フラワー教室
R5. 7. 27	女性部 南部支部 視察研修（東洋綿業他）
R5. 7. 28	女性部 身延支部 ふれあい種まきの集い
R5. 8. 1	女性部 山城支部 健康クラブ
R5. 8. 9	女性部 南部支部 秋野菜の講習会
R5. 8. 25	女性部 六郷支部 手芸教室
R5. 8. 25	さわやか大学 開校式
R5. 8. 26	女性部 大塚支部 秋野菜と冷凍解凍術講習会
R5. 8. 26	いーなとうぶ竜王 こども食堂へ農作物を寄付
R5. 9. 1	女性部 中富支部 新聞紙でスリッパ作り
R5. 9. 5	女性部 山城支部 健康クラブ
R5. 9. 7	女性部 田富支部 視察研修（JAふじ伊豆農産物直売所他）
R5. 9. 9	女性部 玉穂支部 手芸教室（肩たたき棒作り）
R5. 9. 13	女性部 身延支部 視察研修（東洋綿業他）
R5. 9. 20	女性部 昭和支部 スマホ教室
R5. 9. 20～9. 21	女性部 富沢支部 ヘチマ化粧水作り
R5. 10. 3	女性部 山城支部 健康クラブ
R5. 10. 3	女性部 本部支部 視察研修（リニア見学センター他）
R5. 10. 6	女性部 中富支部 けでえ作り
R5. 10. 11	女性部 富沢支部 固形石鹼作り
R5. 10. 17	女性部 南部支部 体組成測定
R5. 10. 19	第36回すこやかゲートボール大会
R5. 10. 21	女性部 市川・甲府地区支部 山梨県農業まつり「民謡・芸能のつどい」参加
R5. 10. 23	女性部 竜王支部 グラウンドゴルフ大会
R5. 10. 24	女性部 大塚支部 グラウンドゴルフ大会
R5. 10. 24	女性部 敷島支部 運動教室
R5. 10. 25	女性部 昭和支部 グラウンドゴルフ大会
R5. 10. 28	女性部 青柳支部 男性料理教室
R5. 10. 28	女性部 西八代地区支部 グラウンドゴルフ大会
R5. 10. 29	番茶フェス
R5. 11. 2	女性部 中富支部 けでえ作り
R5. 11. 3	女性部 玉穂支部 中央市ふるさと祭り参加
R5. 11. 7	女性部 山城支部 健康ウォーキング
R5. 11. 14	女性部 昭和支部 健康教室（笑いヨガ）
R5. 11. 14	女性部 甲府地区支部 ガーデニング教室
R5. 11. 15	女性部 富沢支部 味噌詰め

年 月 日	処 理 事 項
R5. 11. 15	女性部 竜王支部 寄せ植え教室
R5. 11. 16	女性部 田富支部 健康教室（笑いヨガ）
R5. 11. 16	女性部 敷島支部 グラウンドゴルフ大会
R5. 11. 18	女性部 玉穂支部 視察研修（JAよこすか・葉山農産物直売所他）
R5. 11. 22	女性部 南部支部 寄せ植え教室
R5. 11. 22	女性部 身延支部 手芸の集い あずま袋作り
R5. 11. 28	女性部 西八代地区支部 視察研修
R5. 12. 2	女性部 増穂支部 寄せ植え教室
R5. 12. 5	女性部 山城支部 健康クラブ
R5. 12. 5	女性部 六郷支部 料理教室（白菜キムチ作り）
R5. 12. 7	女性部 田富支部 寄せ植え教室
R5. 12. 7	女性部 敷島支部 寄せ植え教室
R5. 12. 9	女性部 玉穂支部 しめ縄作り
R5. 12. 9	女性部 南部支部 しめ飾り講習会
R5. 12. 13	女性部 富沢支部 寄せ植え教室
R5. 12. 14	女性部 市川支部 寄せ植え教室
R5. 12. 14	女性部 本部支部 支部役員交流会
R5. 12. 21	女性部 昭和支部 寄せ植え教室
R5. 12. 28	女性部 山城支部 正月用フラワーアレンジメント教室
R6. 1. 6・1. 20	女性部 大塚支部 牛乳パック椅子作り
R6. 1. 9	女性部 山城支部 健康クラブ
R6. 1. 13	女性部 玉穂支部 味噌作り
R6. 1. 16～1. 19	女性部 昭和支部 味噌作り
R6. 1. 18	女性部 山城支部 陶芸教室
R6. 1. 23	さわやか大学 閉校式
R6. 1. 24	女性部 身延支部 脳トレ教室

6. 農業振興活動

こだわりの農産物づくりによる地域農業の活性化を目標に、これまで力を入れ地域農業を支えてきた農産物のさらなる生産の規模拡大を図るとともに、管内における農業の現状、生産作目、生産体系、消費者動向を的確に把握し将来展望の持てる地域農業振興計画の具体化、その実践に取り組んでおります。

◇販売市場競争力の強化と出荷体制の整備

販売戦略をより強固なものにするため市場状況を迅速かつ的確に把握し、それに対応した商品の規格制定と包装形態を開発して産地間市場競争力の強化を図るとともに、生産部会と連携し農産物の安全・安心への取り組みを進め、さらには一元販売体制へと段階的に整備確立を進めました。

◇担い手・新規就農者への支援

地域農業を支える担い手、新規就農者の育成と確保するためJAの持つ総合事業の強みと組織力を発揮し、生産・販売・経営・融資を総合的かつより高度で広範囲な知識を持つ営農指導員の育成強化に努め、地域を担う担い手経営体・多様な担い手に対応しました。

◇遊休農地の発生防止と解消

遊休農地の発生防止と解消と農業の所得増大・生産規模拡大に繋げられる取り組みとして農作業受託事業、農業生産法人アグリ甲斐による研修機会の提供を含めた農地の斡旋、市町と連携し農地の貸借の仲介など遊休農地の解消に取り組みました。

◇鳥獣害防止対策

JA管内は、中山間地域が多いことから、増加する鳥獣害に対して市町や地域猟友会と連携協力し駆除捕獲に努めるほか、捕獲等に必要な資格者の育成、鳥獣に強い作物を選定・普及に取り組みました。

7. 地域貢献情報

◇社会貢献活動

●女性組織活動への支援

多様化する女性ニーズに即した女性活動の開催とともに、目的別活動、さわやか大学等開催するなど、組織の活性化を図り、新規部員の拡大にも取り組めました。

●地産地消活動の取り組み

JA管内の7か所の直売所で、管内農産物のPR、学校給食への提供、直売所イベント、農業まつりを開催し、安全・安心農産物を求める消費者ニーズに応えました。

◇地域貢献情報

●食農教育の取り組み

小学生を対象に農業の大切さ農産物の収穫の尊さを分かりやすく理解してもらうための学習資料の提供や収穫・田植え稲刈り体験など積極的に行いました。

●健康管理活動

地域行政と連携し総合健康診断を実施し、組合員の健康づくりに取り組みました。

●情報提供活動

地域の様々な活動、事業などの情報を掲載した広報誌「みらい」の発行、ホームページからJA事業のご案内や施設の情報、地域農産物の紹介など情報の提供を行っています。

多様化する担い手に対し、農産物の栽培や管理方法などの講習会を開催するとともに、各営農経済センター窓口で農業電子図書館を設置し、農業にかかわる質問に対応しました。

●地域からの資金調達状況

(1) 貯金残高（2024年1月31日現在）

2,205億4,057万円

組合員1,803億6,407万円(みなし組合員を含む)

組合員外401億7,649万円

(2) 貯金商品

利用者メイン化（給与振込・年金振込・口座振替等）の取り組み強化により、貯金残高の確保に努めています。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高（2024年1月31日現在）

673億8,101万円

組合員 500億4,711万円(みなし組合員を含む)

地方公共団体・地方公社等 165億5,968万円

その他 7億7,421万円

(2) 制度融資取扱状況

健全な農業経営に必要な資金を低利で融資する「農業近代化資金」「農業経営拡大資金」を取り扱っています。

(3) 地域の農業者等の資金ニーズへの取り組み

組合員をはじめ、地域の皆さまの農業、暮らしの発展に寄与できる「農業ローン」「営農ローン」「住宅ローン」「自動車ローン」「教育ローン」など、さまざまな融資商品をご用意しています。

●山梨みらい農業協同組合の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

山梨みらい農業協同組合（以下、「当 JA」とする。）は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当 JA は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. ガイドラインを踏まえた当 JA の体制

- (1) 融資のご相談・お申し込み、既存保証の変更・解除のお申出、保証債務整理のお申出（お客さま）
- (2) 経営者保証に関するガイドラインのご説明（営業担当）
- (3) 経営者保証の必要性検討および融資審査（営業担当・審査担当）※1
- (4) 経営者保証の必要性要否にかかるご説明（営業担当）
- (5) 保証契約のご説明と保証意思確認（営業担当）※2
- (6) 保証契約締結、融資実行（営業担当）※2

※1 審査の結果により、申し込み時のご希望にそえない場合がございます

※2 保証契約が必要な場合のみ

2. 経営者保証にかかるご説明内容

(1) 保証契約締結の必要性の検討

以下の事項について確認を行い、どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、また、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかについて、丁寧かつ具体的な説明に努めます。

- ア. 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- イ. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない
- ウ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- エ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- オ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある

(2) 適切な保証金額

主に以下の観点を総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。

- ア. 資産および収益の状況、融資額
- イ. 信用状況、物的担保等の設定状況
- ウ. 適時適切な情報開示姿勢等

(3) 既存の保証契約の適切な見直し

既存の保証契約にかかる変更、解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。

(4) 事業承継時

事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

(5) 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証を提供いただく場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲（当 JA 管内における営農継続に必要な資産も勘案）について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して履行の範囲を決定します。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の基本的な考え方〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

なお、この基本的な考え方に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

JAは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じて、わが国農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っている。

また、金融機関として、その業務の公共性から信用を維持し、貯金者の保護を確保するとともに金融の円滑化のため、各種業務の健全かつ適切な運営を確保するよう公共的使命を担っている。

これらJAに課せられた責任・使命を十分に認識し、JAの健全かつ適切な事業運営の徹底を図るため、JA綱領並びに次に掲げるコンプライアンス基本方針を遵守する。

1. JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を行う。
2. 創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供を通じて、組合員並びに地域社会の発展に寄与する。
3. 法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正なJA運営を行う。
4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
5. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者及び担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口	
市川支店：055-272-1211	六郷支店：0556-32-2041
青柳支店：0556-22-5115	身延支店：0556-62-1017
栄支店：0556-64-3161	竜王支店：055-276-2026
昭和支店：055-275-2121	山城支店：055-241-5141
アルプス通り支店：055-288-8700	
上記支店のほか下記の窓口でも受け付けます。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>JAバンク相談・苦情等受付窓口 電話番号：055-223-9631 電子メール：ja-shinyou@y-mirai.or.jp</p></div>	

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山梨県弁護士会民事紛争解決センター 電話：055-235-7202 受付：月～金 午前9時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）
東京弁護士会紛争解決センター 電話：03-3581-0031 受付：月～金 午前9時30分～午前12時、午後1時～午後4時 （祝日、年末年始を除く）
第一東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3595-8588 受付：月～金 午前10時～午前12時、午後1時～午後4時 （祝日、年末年始を除く）
第二東京弁護士会仲裁センター 電話：03-3581-2249 受付：月～金 午前9時30分～午前12時、午後1時～午後5時 （祝日、年末年始を除く）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・

JFマリンバンク相談所、【電話：03-6837-1359、受付：月～金 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）】にお申し出下さい。

なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757) https://www.icia.or.jp/advisory/index.html
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 https://www.jibai-adr.or.jp/
(公財)日弁連交通事故相談センター https://n-tacc.or.jp/
(公財)交通事故紛争処理センター https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ J A バンク利用者保護等管理方針

山梨みらい農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っている。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J A との間で事業として行われるすべての取引」をいう。

◇金融円滑化にかかる基本の方針

山梨みらい農業協同組合（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当ＪＡは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

山梨みらい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置づけ、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や景観を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇個人情報保護方針

山梨みらい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

山梨みらい農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、12.54%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

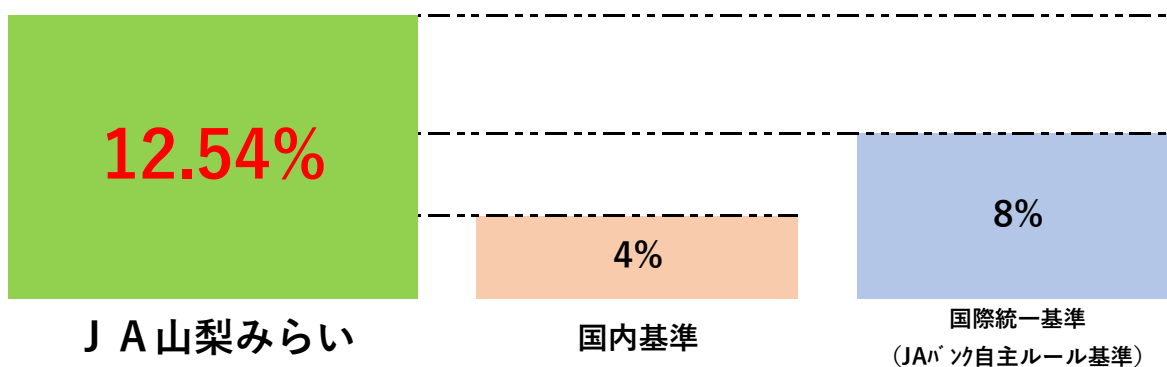
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	山梨みらい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,347百万円

■ JA山梨みらいの自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスクアセット} + \text{オペレーショナル・リスク}} = \frac{8,159,905 \text{ 千円}}{65,061,197 \text{ 千円}} = 12.54 \%$$



当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧

種 類	期 間	特 徴
総合口座	出し入れ自由	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払や給与・年金などの自動受取、さらに預入定期貯金合計額の90%、最高200万円（1,000円未満切り捨て）以内迄の自動融資がご利用になれ、大変便利です。（個人の方のみ。原則普通貯金とあわせてJA内1口座のみ）
普通貯金	同 上	いつでも出し入れができ、自動支払・自動受取もご利用になれます。（個人の方は原則総合口座とあわせてJA内1口座のみ）
貯蓄貯金	同 上	いつでも自由に出し入れでき、預入は1円以上。階層別金額に応じての利率となります。 又、普通貯金との間でスウィング（貯金振替）サービスもご利用いただけます。（個人のみ）
期日指定 定期	最長預入 期間3年 (据置1年)	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヶ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出し出来ます。元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ますので、有利で便利にご利用いただけます。（個人のみ）
スーパー定期	1・2・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年	預入金額1円以上の金額を有利な利率でお預かりします。 1ヶ月超5年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。（預入期間3年以上の複利型は個人のみ）
大口定期 貯 金	同 上	預入金額1,000万円以上の金額を有利な利率でお預かりする定期貯金です。スーパー定期と同様、期日指定方式もご利用いただけます。

種 類	期 間	特 徴
変動金利 定期貯金	1・2・3年単利 3年複利	預入から半年ごとにその時の金利を適用し、複利型は、6ヶ月複利で運用するととても有利な定期貯金です。預入金額は1円以上でご利用いただけます。（複利型は個人のみ）
積立定期 貯 金	満期指定型 エンドレス型	計画的にいつでも積み立てできる定期貯金です。預入金額は1,000円以上です。
定期積金	1・2・3・4・5年	積立開始時の利回りを適用し、1回の積立額は1,000円以上です。
当座貯金	出し入れ自由	手形や小切手でお支払できる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。
納税準備 貯 金	入金は自由	税金納付のための貯金です。引き出しは納税時のみで、非課税です。
通知貯金	据置7日	7日間以上で短期の資金運用には最適です。預入金額は5万円以上で、お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
譲渡性貯金 (NCD)	2週間以上 2年以内、 満期日は自由	1,000万円以上、1,000万円単位の大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧

種 類	融資期間	融資金額	資金のお使いみち
住宅ローン	3年以上 40年以内	10万円以上 10,000万円以内	住宅の新築、土地の購入、新築住宅の購入、中古住宅の購入、住宅の増改築・改装・補修、他金融機関の住宅ローンの借換
リフォーム ロ ー ン	6ヶ月以上 20年以内	10万円以上 1,500万円以内	住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備
賃貸住宅 ロ ー ン	1年以上 30年以内	100万円以上 4億円以内	賃貸住宅（含店舗併用賃貸住宅）の建設、増改築および補改修に要する資金、他金融機関の借換
フリーローン 多目的ローン	6ヶ月以上 10年以内	10万円以上 500万円以内	生活に必要とする一切の資金（負債整理資金は除く）

種 類	融資期間	融資金額	資金のお使いみち
マイカーローン	6ヶ月以上 15年以内	10万円以上 1,000万円以内	自動車、バイクの購入、点検代、車検代、運転免許代、カー用品代、車庫建設資金（100万円以内）等
教育ローン	6ヶ月以上最長15年（在学期間+9年）以内	10万円以上 1,000万円以内	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃代等
農機ハウスローン	1年以上 10年以内	1,800万円以内	農機具購入、点検・修理、車検およびパイプハウス建設費用
カードローン	1年	30万円、50万円、 70万円、100万円、 200万円、300万円	生活に必要な一切の資金
教育カードローン	最大6年8ヶ月	50万円以上 500万円以内	中学校、高等学校、専門学校、短大、大学、大学院への入学または在学中における教育資金（入学金、学費、在学中の生活費等、卒業までに必要な費用）

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

種 類	特 徴
自動支払・自動受取	毎月の公共料金・税金の支払・共済掛金・クレジットカードのご利用などの自動支払や給与・年金などの自動受取が簡単な手続きでご利用になれます。
キャッシュサービス	カード1枚で全国の提携金融機関で現金の引出、残高照会ができます。当ＪＡのＡＴＭコーナーは、平日8時から21時まで、土・日・祝日は9時から19時までご利用になれます。（一部店舗で時間が異なります）
送金・振込・取立	全国のＪＡならびに他金融機関へ、手形や小切手の取立をはじめ、送金や振込が安全・確実に行えます。
ＪＡカード	国内・海外での買い物がサインひとつでご利用できます。また、不意に現金が必要になったときにキャッシングサービスもでき、大変便利です。

種 類	特 徴
J A ネットバンク	窓口やATMにいなくても、ご自宅やお勤め先などのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などのサービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
デビットカード	J・Debitカードのマークのあるお店で、端末にJ Aのキャッシュカードを差込、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。

各種手数料 (令和6年4月1日現在)

◇為替関連手数料

(消費税を含む)

項 目				自店宛	本支店宛	系統宛	他行宛
振込	電信扱	窓口	3万円未満	110円	220円	440円	660円
			3万円以上	220円	330円	550円	880円
		ATM	3万円未満	無料	110円	330円	550円
			3万円以上		220円	440円	770円
		定時自動送金	3万円未満	無料	220円	550円	
			3万円以上		440円	770円	
	ネットバンキング	1万円未満	無料	55円	220円		
		3万円未満		110円	330円		
		3万円以上		220円	550円		
	文書扱	窓口	3万円未満	無料	330円	550円	770円
3万円以上			440円		660円	880円	
送金	普通扱い			無料	440円	880円	
代金取立	普通扱い			無料	880円	880円	
	至急扱い(個別)	県内	無料	880円			
		県外		880円			
組戻関係	送金・振込組戻手数料			無料	660円		
	振込訂正手数料						
	不渡手形返却料						
	取立手形組戻料						
口座振替	紙媒体			1件	110円		
	媒体：CDR・DVD			1件	88円		
	媒体持込手数料			1回	3,300円		
	ネットバンク利用	一般	基本料(月額)	2,200円			
			1件	55円			

◇両替手数料

(消費税を含む)

両替枚数 (持参・持ち帰り)		手数料
両替	0 ~ 50枚	無料
	51 ~ 300枚	110円
	301 ~ 500枚	220円
	501 ~ 1,000枚	330円
	1,001枚以上1,000枚毎	500枚ごと 330円加算

◇硬貨整理手数料

(消費税を含む)

整理枚数 (持参・持ち帰り)		手数料
硬貨整理	500枚まで	無料
	501 ~ 1,000枚	330円
	1,001枚以上1,000枚毎	1,000枚ごと 330円加算
	※同日に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。 ※店頭以外で受付する場合も、上記の手数をいただきます。 ※また入金等を取りやめた場合につきましても当初算出した手数料をお支払いいただきますのでご注意ください。 ※払戻時の金額指定含む。	

3. 各種発行手数料

(消費税を含む)

項 目		新規発行	再発行
通帳・ 証書・ カード	通帳・証書	無料	770円
	ローンカード	無料	1,100円
	ICキャッシュカード	無料	1,100円
	一体型カード	無料	1,100円
	小切手帳	1冊 (50枚) につき1,100円	
	手形帳		
項 目		新規発行	再発行
証 明 書 ・ 照 会	残高証明書	定例発行	1通につき 330円
		都度発行	1通につき 550円
		都度発行 (顧客指定用紙)	1通につき 1,100円
		会計監査法人あて	1通につき 3,300円
		英文発行	1通につき 880円
	取引履歴照会	端末照会	1件につき 550円
		センター照会	1件につき 1,100円

口座管理 等	返済予定表・年末住宅取得控除用		無料	550円	
	融資証明書		1通につき	11,000円	
	利息証明書		1通につき	550円	
	暗証番号照会		1件につき	550円	
	成年後見支援貯金 (口座管理手数料：無料) (定例振込は定時自動送金扱い)	口座開設		1口座につき	5,500円
		定例振込 (1回当たり)	振込金額	系統宛	他行宛
			3万円未満	220円	550円
	3万円以上	440円	770円		

4. 融資関連手数料

(消費税を含む)

項 目		手数料	
謄本・公函J A 代行申請手数料		1,100円 (実費別)	
住宅	住宅ローン事務取扱手数料	55,000円 (実費別)	
	KHL保証住宅ローン(事務取扱手数料別)	33,000円 (保証料別)	
	賃貸住宅ローン事務手数料	借入金額に乗じた金額 (借入金額×0.1%+消費税)+22,000円	
担保設定	担保設定手数料 (住宅ローンを除く)	1,000万円以下	11,000円
		2,000万円以下	22,000円
		3,000万円以下	33,000円
		5,000万円以下	44,000円
		1億円以下	66,000円
		1億円超	88,000円
	各種変更(追加・変更・譲渡・担保差替等)	22,000円	
根抵当権抹消		3,300円	
変更	条件変更および金利変更手数料		5,500円
	窓口申込の一部繰上(貸付全般)		無料
	繰上償還手数料 (全部繰上)	100万円未満	2,750円
		100万円以上	5,500円
		500万円以上	27,500円
		1,000万円以上	55,000円
2,000万円以上		110,000円	
3,000万円以上	165,000円		

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業のひとつとして、組合員・利用者の皆さまの生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障する、相互扶助（助け合い）の事業です。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風など自然災害に備える「いえ」の保障。そして自動車事故に備える「くるま」の保障。この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれのニーズやライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日のくらしをバックアップしていきます。

◇長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

「ひと」に関する保障

共 済 種 類	主な特徴
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一のときの保障が確保できます。
一 時 払 終 身 共 済 (H 2 8 . 1 0)	満期共済金や退職金等の一時金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。
生 存 給 付 特 則 付 一 時 払 終 身 共 済 (H 2 8 . 1 0)	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 (保証期間付終身年金)	一定期間経過後、1年ごとに予定利率が変更されるしくみの年金共済です。終身年金を受け取ることができます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 (定期年金)	一定期間経過後、1年ごとに予定利率が変更されるしくみの年金共済です。年金の支払期間が選択できます。
養 老 生 命 共 済	一定の期間に、万一のときの保障とともに、将来の資金づくりを両立させたプランです。病気やけがも幅広く保障します。
こ だ も 共 済	お子様の教育資金を計画的に準備するためのプランです。ご契約者（親族）が万一のときは、その後の掛金はいただきません。
定 期 生 命 共 済	お手頃な掛金で万一保障を準備できます。ご希望の年齢まで備えられる満了型、一定期間備えさらに必要に応じて更新できる更新型、ライフステージに応じて必要な分だけ備えられる逡減型の3タイプより選択できます。

共 済 種 類	主な特徴
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。上皮内がんを含むさまざまながんのほか、脳腫瘍も対象としています。医師による診査は不要で、加入手続きが簡単です。
医 療 共 済	(令和3年4月から新仕組みの提供開始) 日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。健康で一時金のお支払いがなかった場合、健康祝金が受け取れるプランも選択できます。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	幅広い年齢層の医療保障ニーズに対応し、健康状態に不安があるかたでも加入しやすく手続きが簡便な仕組みです。
介 護 共 済	一生にわたって、介護の不安に備えることができるプランです。公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときに介護共済金が受け取れます。
認 知 症 共 済	要介護状態を伴う認知症および軽度認知障害(MCI)を保障します。
一 時 払 介 護 共 済	まとまった資金を活用して、一生にわたって介護の不安に備えることができるプランです。介護共済金の受け取りがなく、お亡くなりになられたときは死亡給付金が受け取れます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。
特 定 重 度 疾 病 共 済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病やその他の生活習慣病等となった際、一時金を受け取れます。「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・慢性すい炎」の4つの疾病区分ごとに、それぞれ1回、最大で4回支払うため、合併症にも対応できます。

「いえ」に関する保障

共 済 種 類	主な特徴
建 物 更 生 共 済	火災等はもちろん地震・台風などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではないので、満期共済金は、建物の新築・増築などの資金としてご活用いただけます。

◇短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

共 済 種 類	主な特徴
火 災 共 済	建物や建物内に収容されている家財などが、火災等によって損害を受けたときに保障する、掛け捨て型の共済です。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活のさまざまな賠償事故のリスクに対応した保障です。
農業者賠償責任共済	「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

◇くるまの保障

共 済 種 類	主な特徴
自 動 車 共 済	対人・対物賠償をはじめ、傷害保障（人身傷害保障、傷害給付）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。JAの自賠責共済とセットで加入すると、自動車共済の掛金が割引になります。自転車運転中の賠償事故等を保障する「日常生活賠償責任特約」を付したプランもあります。
自 賠 責 共 済	自動車損害賠償保障法に基づき、すべての自動車に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。

〔農業関連事業〕

◇営農指導事業

個々の農家の技術・経営の指導だけではなく、地域農業戦略の策定、農地利用調整、生産部会活動支援、女性部活動支援等、営農企画業務も担っています。また、近年では、担い手の育成・確保、環境保全型農業の推進、安全な農産物の生産指導、農作業安全確保のための取り組み等の役割も担っています。

営農指導事業は、JAの土台になる事業です、この強化が組合員のJAに対する理解と支持を深めることにつながっています。

◇販売事業

農業者が生産した農産物をJAが集荷して、どう有利に販売するかが、農業者の所得を高めることになるため、JAのもっとも重要な事業です。

また、農産物の供給を通じて消費者との連携をすすめ、農業の持続的発展を目指し、消費者のニーズに応じた「安全・安心な農産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農産物を地域のみなさまに提供するため、直売所の運営などの事業についても積極的に取り組んでいます。

◇購買事業

経済センター・購買店舗では、農産物の種、苗、肥料、農具、園芸資材等の販売をしております。米や野菜、果樹等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品目、その他生活に必要な主食をはじめとする生活物資を品質、価格、安全性を考慮し、組合員・地域のみなさまに提供しております。

◇生活関連事業

- 葬祭事業（6施設） セレモニーホールあじさい身延・セレモニーホールあじさい南部
セレモニーホールあじさい増穂・セレモニーホールみどり
セレモニーホールなでしこ甲府・クリスタルホール
- 茶事業 南部茶業センター
- 福祉事業 デイサービスほほえみ・居宅介護支援事業所
- 直売所 のっぶい直売所・中富直売所・増穂直売所・いーなとうぶ竜王
いーなとうぶ昭和・穫れたてLand山城・穫れたてLand池田
- L P ガス供給 甲府ガスセンター・南部ガスセンター・市川三郷ガスセンター
- J A - S S 榎S S

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。
※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日)	令和5年度 (令和6年1月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	212,464,763	219,504,237
(1) 現金	1,787,183	1,557,617
(2) 預金	147,334,955	141,390,799
系統預金	147,153,625	141,088,713
系統外預金	181,330	302,085
(3) 有価証券	5,349,759	9,241,133
国債	5,349,759	8,041,133
地方債	-	1,200,000
(4) 貸出金	58,106,726	67,381,019
(5) その他の信用事業資産	464,821	485,040
未収収益	438,833	455,224
その他の資産	25,988	29,815
(6) 債務保証見返	4,000	4,000
(7) 貸倒引当金	△ 582,682	△ 555,371
2 共済事業資産	1,402	2,447
(1) その他の共済事業資産	1,402	2,447
3 経済事業資産	728,030	670,263
(1) 経済事業未収金	315,736	276,675
(2) 経済受託債権	58	-
(3) リース債権	99,741	85,047
(4) 棚卸資産	326,823	321,148
購買品	219,059	232,619
葬祭品	227	-
販売品	9,628	4,989
加工品	1,555	1,625
茶業関係品	94,472	80,338
その他の棚卸資産	1,879	1,576
(5) その他の経済事業資産	7,816	7,293
(6) 貸倒引当金	△ 22,145	△ 19,902
4 雑資産	910,695	882,487
5 固定資産	5,206,013	5,094,310
(1) 有形固定資産	5,182,897	5,080,234
建物	4,703,009	4,664,635
機械装置	828,787	834,145
土地	3,887,333	3,872,633
その他の有形固定資産	1,262,146	1,259,029
減価償却累計額	△ 5,498,380	△ 5,550,208
(2) 無形固定資産	23,115	14,075
6 外部出資	6,257,765	6,257,765
(1) 外部出資	6,257,765	6,257,765
系統出資	5,703,285	5,703,285
系統外出資	540,780	540,780
子会社等出資	13,700	13,700
7 繰延税金資産	89,681	80,969
資産の部合計	225,658,352	232,492,480

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日)	令和5年度 (令和6年1月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	215,808,898	222,487,204
(1) 貯金	213,723,048	220,540,575
(2) その他の信用事業負債	2,081,849	1,942,628
未払費用	30,508	29,930
その他の負債	2,051,341	1,912,697
(3) 債務保証	4,000	4,000
2 共済事業負債	691,559	666,266
(1) 共済資金	331,057	319,682
(2) 未経過共済付加収入	345,328	330,124
(3) その他の共済事業負債	15,173	16,459
3 経済事業負債	189,397	185,131
(1) 経済事業未払金	171,214	162,236
(2) 経済受託債務	14,652	19,365
(3) その他の経済事業負債	3,530	3,530
4 雑負債	328,517	360,398
(1) 未払法人税等	6,527	6,527
(2) 資産除去債務	5,308	5,414
(3) その他の負債	316,682	348,456
5 諸引当金	276,572	239,854
(1) 賞与引当金	30,266	29,948
(2) 退職給付引当金	234,182	201,541
(3) 役員退職慰労引当金	12,123	8,364
6 再評価に係る繰延税金負債	352,004	352,004
負債の部合計	217,646,949	224,290,859
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	7,995,234	8,169,943
(1) 出資金	3,306,664	3,347,675
(2) 資本準備金	730	730
(3) 利益剰余金	4,729,587	4,859,071
利益準備金	3,065,164	3,145,164
その他利益剰余金	1,664,423	1,713,907
特別積立金	108,730	108,730
税効果積立金	90,372	81,624
信用事業地盤強化積立金	100,000	100,000
経営安定化積立金	450,000	450,000
固定資産減損積立金	200,000	200,000
施設整備積立金	200,000	200,000
電算システム積立金	120,000	120,000
福祉対策積立金	33,000	33,000
当期末処分剰余金	362,319	420,552
(うち当期剰余金)	221,113	161,942
(4) 処分未済持分	△ 41,747	△ 37,533
2 評価・換算差額等	16,167	31,676
(1) その他有価証券評価差額金	△ 904,440	△ 888,931
(2) 土地再評価差額金	920,608	920,608
純資産の部合計	8,011,402	8,201,620
負債及び純資産の部合計	225,658,352	232,492,480

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)	(自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日)
1 事業総利益	3,144,938	3,089,298
事業収益	5,636,551	5,607,917
事業費用	2,491,612	2,518,618
(1) 信用事業収益	1,293,475	1,385,202
資金運用収益	1,177,487	1,239,385
(うち預金利息)	719,730	709,040
(うち有価証券利息)	18,357	34,682
(うち貸出金利息)	439,400	495,662
(うちその他受入利息)	0	0
役務取引等収益	71,733	70,484
その他事業直接収益	6,198	-
その他経常収益	38,056	75,332
(2) 信用事業費用	145,071	168,845
資金調達費用	26,568	29,871
(うち貯金利息)	15,410	18,242
(うち給付補填備金繰入)	236	125
(うちその他支払利息)	10,921	11,502
役務取引等費用	41,238	42,617
その他事業直接費用	5,856	-
その他経常費用	71,409	96,357
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 37,917	△ 27,310
信用事業総利益	1,148,404	1,216,356
(3) 共済事業収益	1,255,888	1,123,734
共済付加収入	1,188,498	1,071,950
その他の収益	67,390	51,783
(4) 共済事業費用	64,585	65,162
共済推進費	47,427	48,259
共済保全費	16,262	15,721
その他の費用	895	1,181
共済事業総利益	1,191,302	1,058,571
(5) 購買事業収益	1,998,127	2,006,379
購買品供給高	1,897,719	1,899,896
購買手数料	21,090	16,357
修理サービス料	54,359	63,145
その他の収益	24,958	26,979
(6) 購買事業費用	1,710,616	1,708,577
購買品供給原価	1,620,712	1,621,843
購買品供給費	1,598	1,561
修理サービス費	56,281	62,631
その他の費用	32,024	22,541
(うち貸倒引当金繰入額)	4,420	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	△ 2,232
(うち貸倒損失)	122	205
購買事業総利益	287,510	297,801
(7) 葬祭事業収益	574,459	605,451
葬祭供給高	545,175	577,993
葬祭その他収益	29,283	27,458
(8) 葬祭事業費用	353,780	382,308
葬祭受入高	351,431	380,128
葬祭その他費用	2,348	2,179
葬祭事業総利益	220,679	223,143
(9) 販売事業収益	170,728	169,442
販売品販売高	6,948	8,161
販売手数料	135,975	135,960
その他の収益	27,805	25,320
(10) 販売事業費用	20,069	24,204
販売品販売原価	6,629	7,861
その他の費用	13,440	16,342
販売事業総利益	150,659	145,238
(11) 保管事業収益	1,125	1,374
(12) 保管事業費用	-	-
保管事業総利益	1,125	1,374

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)	(自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日)
(13) 加工事業収益	10,959	8,076
(14) 加工事業費用	4,051	2,862
加工事業総利益	6,908	5,213
(15) 利用事業収益	94,631	97,542
(16) 利用事業費用	32,832	34,354
利用事業総利益	61,798	63,188
(17) 宅地等供給事業収益	300	300
(18) 宅地等供給事業費用	64	70
宅地等供給事業総利益	236	229
(19) 農地利用調整収益	7,886	7,930
(20) 農地利用調整費用	8,452	8,843
農地利用調整事業収支差額	△ 566	△ 913
(21) 福祉・介護事業収益	35,342	31,549
(22) 福祉・介護事業費用	2,925	3,191
福祉・介護事業総利益	32,417	28,358
(23) 茶事業収益	184,347	175,329
茶販売高	176,444	167,032
その他の茶事業収益	7,903	8,297
(24) 茶事業費用	136,981	118,515
茶受入高	112,878	95,345
その他の茶事業費用	24,102	23,170
茶事業総利益	47,366	56,814
(25) その他経済収益	3,992	4,508
(26) その他経済費用	53	29
その他経済総利益	3,939	4,478
(27) 指導事業収入	20,655	4,728
(28) 指導事業支出	27,496	15,287
指導事業収支差額	△ 6,841	△ 10,559
2 事業管理費	3,062,572	2,993,879
(1) 人件費	2,138,357	2,082,496
(2) 業務費	344,546	338,457
(3) 諸税負担金	96,137	91,597
(4) 施設費	465,547	462,133
(5) その他事業管理費	17,982	19,193
事業利益	82,365	95,418
3 事業外収益	173,765	117,821
(1) 受取雑利息	606	709
(2) 受取出資配当金	45,265	45,269
(3) 賃貸料	20,443	17,398
(4) 償却債権取立益	96,700	45,636
(5) 雑収入	10,749	8,807
4 事業外費用	28,237	22,220
(1) 寄付金	148	123
(2) 雑損失	28,089	22,097
経常利益	227,893	191,019
5 特別利益	38,136	25,439
(1) 固定資産処分益	9	9,922
(2) 一般補助金	-	14,062
(3) その他の特別利益	38,126	1,454
6 特別損失	30,151	39,277
(1) 固定資産処分損	0	14,637
(2) 固定資産圧縮損	-	14,062
(3) 減損損失	10,541	10,047
(4) その他の特別損失	19,609	530
税引前当期利益	235,879	177,181
法人税・住民税及び事業税	6,527	6,527
法人税等調整額	8,238	8,711
法人税等合計	14,765	15,238
当期剰余金	221,113	161,942
当期首繰越剰余金	125,681	249,860
会計方針の変更による累積的影響額	4,610	-
遡及処理後当期首繰越剰余金	130,292	-
税効果積立金取崩額	10,280	8,748
土地再評価額金取崩額	633	-
当期末処分剰余金	362,319	420,552

3. 注記表

■令和4 年度

継続組合の前提に関する注記	
1	継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況 (該当ありません)
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
1	<p>有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券・・・ (該当ありません) (2) 満期保有目的の債券・・・ (該当ありません) (3) 子会社及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法 (4) その他の有価証券・・・ 時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法。</p>
2	<p>棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>購買品・・・ 総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）及び売価還元法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 販売品・・・・・・ 総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 加工品・・・・・・ 総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 茶事業在庫・・・・ 総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） その他の棚卸資産・・・・ 総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>
3	<p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。</p>
4	<p>引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると認められる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の正常先債権及び要注意先債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店及び信用部融資・債権管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立したコンプライアンス対策部審査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、合併前の旧西八代郡農業協同組合、旧ふじかわ農業協同組合において、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は564,176千円です。</p>

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管・管理サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 利用事業

育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑧ 農地利用調整事業

主に組合員からの農作業の委託を受けて組合が農作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑨ 福祉・介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑩ 茶事業

組合員が生産した生茶を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で発足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑪ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

7 記載金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 「収益認識に関する会計基準」の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

(3) 有償支給取引

茶事業における有償支給取引のうち、支給品を買い戻す義務を負っている場合について、従来は、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識していましたが、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、4,610千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が404,546千円、事業費用が403,506千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が1,040千円それぞれ減少しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 90,372千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失10,541千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した経営計画を基礎として算出しており、計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金604,827千円

(2)

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- 1 固定資産に関する圧縮記帳
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は544,039千円であり、その内訳は、次のとおりです。
- | | | |
|--------|---------|----|
| 建物 | 352,696 | 千円 |
| 構築物 | 24,110 | 千円 |
| 機械及び装置 | 62,979 | 千円 |
| 車両運搬具 | 3,194 | 千円 |
| 器具・備品 | 18,629 | 千円 |
| 土地 | 82,429 | 千円 |
- 2 リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末、ATM及びパソコン、FAX、車両等については、リース契約により使用しております。
- 3 所有権が売主に留保された重要な固定資産
(該当ありません)
- 4 担保に供している資産
定期預金4,120,000千円を借入金(当座借越、当座借越限度額(4,120,000千円))の担保に供しています。また、定期預金10,560,000千円を為替決済の担保に、定期預金38,405千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- 5 重要な係争事件に係る損害賠償義務
(該当ありません)
- 6 子会社に対する金銭債権の総額
- | | |
|------|---------|
| 金銭債権 | 9,880千円 |
|------|---------|
- 7 子会社に対する金銭債務の総額
- | | |
|------|-----------|
| 金銭債務 | 100,366千円 |
|------|-----------|
- 8 理事及び監事に対する金銭債権の総額
- | | |
|------|-----------|
| 金銭債権 | 110,578千円 |
|------|-----------|
- 9 理事及び監事に対する金銭債務の総額
- | | |
|------|-----|
| 金銭債務 | -千円 |
|------|-----|
- 10 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は677,393千円、危険債権額は245,430千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は922,823千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

11 土地の再評価に基づく事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
 なお、土地の再評価については合併前の旧中巨摩東部農業協同組合で実施しました。

- ①再評価を行った年月日 平成14年1月31日
- ②再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額129,305千円
- ③同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）もしくは同施行令第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（相続税路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	62,154 千円
うち事業取引高	5,792 千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	- 千円
うち事業取引高	- 千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済センター・給油所・直売所・機械センター・セレモニーホールごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
 本店・共選所等の農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
市川三郷福祉事業センター	営 業 店 舗	そ の 他	
中富経済センター	営 業 店 舗	建 物 ・ そ の 他	
忍経済センター	営 業 店 舗	土 地	
山城経済センター	営 業 店 舗	そ の 他	
Aコープ栄	賃 貸 資 産	建 物 ・ 土 地	
西条住宅公園	賃 貸 資 産	土 地	
旧清川支所	賃 貸 資 産	建 物 ・ 土 地 ・ そ の 他	

黒沢スタンド予定地	遊 休 資 産	土 地	
西嶋2899-3	遊 休 資 産	土 地	
西嶋 474	遊 休 資 産	土 地	
旧千代田支所	遊 休 資 産	建物・土地・その他	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

減損対象の営業店舗については、回収可能価額が帳簿価額に達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として認識しました。

また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については処分対象資産であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	内 訳
市川三郷福祉事業センター	1,078千円	(そ の 他 1,078千円)
中富経済センター	1,626千円	(建 物 1,309千円) (そ の 他 316千円)
忍経済センター	842千円	(土 地 842千円)
山城経済センター	80千円	(そ の 他 80千円)
Aコープ栄	5,111千円	(建 物 186千円) (土 地 4,924千円)
西条住宅公園	619千円	(土 地 619千円)
旧清川支所	120千円	(土 地 120千円)
黒沢スタンド予定地	803千円	(土 地 803千円)
西嶋2899-3	51千円	(土 地 51千円)
西嶋 474	40千円	(土 地 40千円)
旧千代田支所	169千円	(土 地 169千円)

(4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額又は相続税路線価に基づき算定されています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

棚卸品の供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,441千円の棚卸評価損が含まれています。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を山梨県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に信用部融資・債権管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が308,432千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	147,334,955	146,310,746	△ 5,859
有価証券	5,349,759	5,349,759	-
その他有価証券	5,349,759	5,349,759	-
貸出金	58,106,726	-	-
貸倒引当金(*1)	△ 582,682	-	-
貸倒引当金控除後	57,524,043	57,806,832	282,789
資産計	210,208,757	209,467,337	276,930
貯金	213,723,048	213,683,668	△ 39,380
負債計	213,723,048	213,683,668	△ 39,380

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

- ① 預金
 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっていません。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ② 有価証券
 債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

- ③ 貸出金
 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっていません。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- ① 貯金
 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	外部出資等損失引当金	引当金控除後
外部出資	6,257,765	-	6,257,765

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	147,334,955	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	6,210,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	6,210,000
貸出金(*1,2)	4,850,860	4,339,695	4,072,088	3,867,567	3,556,629	37,071,236
合計	152,185,815	4,339,695	4,072,088	3,867,567	3,556,629	43,281,236

(*1) 貸出金のうち、当座貸越298,959千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等348,647千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	208,883,559	2,422,164	1,461,346	768,511	187,466	-
合計	208,883,559	2,422,164	1,461,346	768,511	187,466	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額 (*)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	10,409	9,788	620
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	10,409	9,788	620
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	5,339,350	6,244,410	△905,060
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	5,339,350	6,244,410	△905,060
合計		5,349,759	6,254,199	△904,440

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

債 券	売却額	売却益	売却損
国 債	783,673 千円	6,198 千円	5,856 千円
合 計	783,673 千円	6,198 千円	5,856 千円

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,470,388 千円
勤務費用	138,623 千円
利息費用	2,441 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 29,933 千円
退職給付の支払額	△ 301,699 千円
過去勤務費用の発生額	- 千円
期末における退職給付債務	2,279,820 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,214,690 千円
期待運用収益	21,371 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 2,113 千円
特定退職金共済制度への拠出金	91,572 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	26,284 千円
退職給付の支払額	△ 258,333 千円
期末における年金資産	2,093,471 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,279,820 千円
特定退職金共済制度	△ 877,192 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,216,278 千円
未積立退職給付債務	186,349 千円
未認識過去勤務費用	- 千円
未認識数理計算上の差異	47,832 千円
貸借対照表計上額純額	234,182 千円
退職給付引当金	234,182 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138,623 千円
利息費用	2,441 千円
期待運用収益	△ 21,371 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 2,569 千円
過去勤務費用の費用処理額	- 千円
小計	117,124 千円
臨時に支払った割増退職金	- 千円
合計	117,124 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

債券	561,403 千円
株式	- 千円
年金保険投資	245,614 千円
現金及び預金	26,315 千円
その他	43,859 千円
一般勘定	1,216,278 千円
合計	2,093,471 千円

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.1 %
長期期待運用収益率	0.68 % ~ 1.17 %

税効果会計に関する注記

1 税効果会計の適用に伴う内訳事項

イ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	115,702 千円
	貸出金償却	441,617 千円
	退職給付引当金	64,774 千円
	賞与引当金	8,371 千円
	未払費用	42,896 千円
	減損損失	342,346 千円
	その他有価証券評価差損	250,168 千円
	税務上の繰越欠損金	199,498 千円
	その他	141,458 千円
	繰延税金資産小計	1,606,835 千円
	評価性引当額	△ 1,516,462 千円
	繰延税金資産合計 (A)	90,372 千円
繰延税金負債	その他	△ 691 千円
	繰延税金負債合計 (B)	△ 691 千円
繰延税金資産の純額	(A) + (B)	89,681 千円

ロ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別の内訳

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.25 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.65 %
住民税均等割等	2.77 %
評価性引当額の増減	△ 22.10 %
その他	△ 0.64 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.26 %

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

1 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

リース債権

(1) リース債権の内訳	
リース料債権部分	103,920千円
受取利息相当額	△4,179千円
合計	99,741千円

(2) リース債権に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	15,763千円	15,920千円	16,080千円	16,240千円	16,403千円	19,333千円

2 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
当組合の事業店舗の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込み期間は10年～30年、割引率は1.981%～2.060%を採用しています。
- (3) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|---------|
| 期首残高 | 5,204千円 |
| 時の経過による調整額 | 104千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | -千円 |
| 期末残高 | 5,308千円 |

3 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は582,737千円です。

継続組合の前提に関する注記	
1	継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況 (該当ありません)

重要な会計方針に係る事項に関する注記	
1	<p>有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 売買目的有価証券・・・ (該当ありません)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券・・・ 償却原価法 (定額法)</p> <p>(3) 子会社及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法</p> <p>(4) その他の有価証券・・・ 時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法。</p>
2	<p>棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>購買品・・・・・・・・・ 総平均法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 及び売却還元法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>販売品・・・・・・・・・ 総平均法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>加工品・・・・・・・・・ 総平均法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>茶事業在庫・・・・・・・・・ 総平均法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>その他の棚卸資産・・・・・・ 総平均法に基づく原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>
3	<p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備は除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。</p>
4	<p>引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という。) に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」という。) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるとは、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の正常先債権及び要注意先債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店及び信用部融資・債権管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p>

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、合併前の旧西八代郡農業協同組合、旧ふじかわ農業協同組合において、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は556,676千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管・管理サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 利用事業

育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑧ 農地利用調整事業

主に組合員からの農作業の委託を受けて組合が農作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 福祉・介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑩ 茶事業

組合員が生産した生茶を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑪ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 記載金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 81,624千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年1月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失10,047千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した経営計画を基礎として算出しており、計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金575,274千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1 固定資産に関する圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は558,101千円であり、その内訳は、次のとおり

建物	<u>360,125</u>	千円
構築物	<u>24,110</u>	千円
機械及び装置	<u>69,612</u>	千円
車両運搬具	<u>3,194</u>	千円
器具・備品	<u>18,629</u>	千円
土地	<u>82,429</u>	千円

2 リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末、ATM及びパソコン、FAX、車両等については、リース契約により使用しております。

3 割賦契約等により所有権が売主に留保された重要な固定資産

(該当ありません)

4 担保に供している資産

定期預金4,120,000千円を借入金(当座借越、当座借越限度額(4,120,000千円))の担保に供しています。また、定期預金10,560,000千円を為替決済の担保に、定期預金36,405千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

5 重要な係争事件に係る損害賠償義務

(該当ありません)

6 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	9,945千円
子会社等に対する金銭債務の総額	83,527千円

7 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	120,704千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	一千円

8 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i)から(iv)までに

掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は696,317千円、危険債権額は196,653千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は892,971千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9 土地の再評価に基づく事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

なお、土地の再評価については合併前の旧中巨摩東部農業協同組合で実施しました。

①再評価を行った年月日 平成14年1月31日

②再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額100,300千円

③同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)もしくは同施行令第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(相続税路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	48,761 千円
うち事業取引高	46,217 千円
うち事業取引以外の取引高	2,544 千円
 (2) 子会社等との取引による費用総額	 93 千円
うち事業取引高	- 千円
うち事業取引以外の取引高	93 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済センター・給油所・直売所・機械センター・セレモニーホールごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店・共選所等の農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
大塚経済センター	営 業 店 舗	建 物 ・ そ の 他	
甲運購買店舗	営 業 店 舗	建 物	
Aコープ栄	賃 貸 資 産	建 物 ・ 土 地	
旧清川支所	遊 休 資 産	土 地	
黒沢スタンド予定地	遊 休 資 産	土 地	
西嶋2899-3	遊 休 資 産	土 地	
西嶋 474	遊 休 資 産	土 地	
旧千代田支所	遊 休 資 産	土 地	
旧高田ふれあい店舗	遊 休 資 産	土 地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

減損対象の営業店舗については、回収可能価額が帳簿価額に達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として認識しました。

また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については処分対象資産であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	内 訳
大塚経済センター	3,502千円	(建 物 3,074千円) (そ の 他 428千円)
甲運購買店舗	1,403千円	(建 物 1,403千円)
Aコープ栄	4,453千円	(建 物 125千円) (土 地 4,327千円)
旧清川支所	119千円	(土 地 119千円)
黒沢スタンド予定地	279千円	(土 地 279千円)
西嶋2899-3	49千円	(土 地 49千円)

西嶋 474	38千円	(土地 38千円)
旧千代田支所	185千円	(土地 185千円)
旧高田ふれあい店舗	13千円	(土地 13千円)

(4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額又は相続税路線価に基づき算定されています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

棚卸品の供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1,841千円の棚卸評価損が含まれています。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を山梨県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に信用部融資・債権管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が482,310千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	141,390,799	141,366,814	△ 23,984
有価証券	9,241,133	9,238,286	△ 2,847
満期保有目的の債権	2,391,857	2,389,010	△ 2,847
その他有価証券	6,849,276	6,849,276	-
貸出金	67,381,019	-	-
貸倒引当金(*1)	△555,371	-	-
貸倒引当金控除後	66,825,648	67,040,190	214,542
資産計	217,457,580	217,645,290	187,711
貯金	220,540,575	220,475,681	△ 64,894
負債計	220,540,575	220,475,681	△ 64,894

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は公表された相場価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,257,765

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	138,387,554	1,410,000	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	10,110,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	7,710,000
貸出金(*1, 2)	5,303,799	4,736,349	4,563,861	4,221,753	3,860,161	44,915,425
合計	143,691,353	6,146,349	4,563,861	4,221,753	3,860,161	55,025,425

(*1) 貸出金のうち、当座貸越283,151千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等367,787千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	214,244,529	1,669,387	3,029,503	298,299	595,506	-
合計	214,244,529	1,669,387	3,029,503	298,299	595,506	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

- 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	991,857	1,000,900	9,042
	小計	991,857	1,000,900	9,042
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	200,000	198,360	△1,640
	地方債	1,200,000	1,189,750	△10,250
	小計	1,400,000	1,388,110	△11,890
合計	2,391,857	2,389,010	△2,847	

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	1,011,296	1,005,362	5,933
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	1,011,296	1,005,362	5,933
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
合計	6,849,276	7,738,207	△ 888,931	

退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,279,820 千円
勤務費用	118,590 千円
利息費用	2,279 千円
数理計算上の差異の発生額	49,819 千円
退職給付の支払額	△ 164,110 千円
期末における退職給付債務	2,286,399 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,093,471 千円
期待運用収益	20,132 千円
数理計算上の差異の発生額	5,725 千円
特定退職金共済制度への拠出金	85,303 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	24,008 千円
退職給付の支払額	△ 147,396 千円
期末における年金資産	2,081,245 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,286,399 千円
特定退職金共済制度	△ 891,060 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,190,185 千円
未積立退職給付債務	205,154 千円
未認識数理計算上の差異	△ 3,612 千円
貸借対照表計上額純額	201,541 千円
退職給付引当金	201,541 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	118,590 千円
利息費用	2,279 千円
期待運用収益	△ 20,132 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 7,352 千円
合計	93,385 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

債券	570,278 千円
年金保険投資	249,496 千円
現金及び預金	26,731 千円
その他	44,553 千円
一般勘定	1,190,185 千円
合計	2,081,245 千円

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.1 %
長期期待運用収益率	0.67 % ~ 1.17 %

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,580千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、233,784千円となっています。

税効果会計に関する注記

1 税効果会計の適用に伴う内訳事項

イ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	100,713 千円
	貸出金償却	429,001 千円
	退職給付引当金	55,746 千円
	賞与引当金	8,283 千円
	未払費用	54,217 千円
	減損損失	343,347 千円
	その他有価証券評価差損	245,878 千円
	税務上の繰越欠損金	193,424 千円
	その他	126,772 千円
	繰延税金資産小計	1,557,385 千円
	評価性引当額	△ 1,475,760 千円
繰延税金資産合計 (A)	81,624 千円	
繰延税金負債	その他	△ 654 千円
	繰延税金負債合計 (B)	△ 654 千円
繰延税金資産の純額	(A) + (B)	80,969 千円

ロ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別の内訳

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.53 %
住民税均等割等	3.68 %
収用の特別控除	△ 0.55 %
評価性引当額の増減	△ 20.55 %
その他	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.60 %

賃貸等不動産に関する注記

- 1 賃貸等不動産の状況に関する事項
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

その他の注記

1 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

- (1) リース債権について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	16,989千円	16,080千円	16,240千円	16,403千円	16,567千円	2,765千円

2 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
当組合の事業店舗の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は10年～30年、割引率は1.981%～2.060%を採用しています。
- (3) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|------------|----------|
| 期首残高 | 5,308 千円 |
| 時の経過による調整額 | 106 千円 |
| 期末残高 | 5,414 千円 |

3 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は586,738千円です。

4. 剰余金処分計算書

第 4 年度(令和 5 年 1 月 31日)剰余金処分計算書

(第4年度)

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	362,319,539
2. 剰余金処分額	112,458,822
(1)利益準備金	80,000,000
(2)出資配当金	32,458,822
3. 次期繰越剰余金	249,860,717

(注)

- 1 出資配当金は年1.0%の割合です。
- 2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額19,000千円が含まれていません。
- 3 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は別表のとおりである。

《別表》

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和5年 1月31日現在)
税効果積立金	税効果会計により発生する繰延税金資産を自己資本に充てるため積立てることを目的とする。	毎事業年度に算定される繰延税金資産相当額	毎事業年度に算定される繰延税金資産相当額を積立てる。	過年度に積立てた繰延税金資産に減額の要因が生じた場合、当該減少額を積立金より取り崩す。	90,372
信用事業基盤強化積立金	信用システム移行等および債権回収、金利変動への対処を円滑に行うため積立てることを目的とする。	200,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	次期システム移行等および債権回収処理、金利変動による損失処理の発生があったときに取り崩す。	100,000
経営安定化積立金	将来起こりうる支出に対し組合経営の安定および健全性の確保を図るため積立てることを目的とする。	500,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	組合経営の安定および健全性を図るうえで、多額の損失等が発生した場合に取り崩す。	450,000
固定資産減損積立金	固定資産減損会計による減損損失に備えるため積み立てることを目的とする。	500,000	減損が発生すると見込まれる場合積み立てる。	減損損失が生じた場合、積立金を取り崩す。	200,000
施設整備積立金	固定資産の取得及び修繕など、施設設備を円滑に行うため積立てることを目的とする。	300,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	固定資産の取得及び施設の修繕などの費用が発生した場合に取り崩す。	200,000
電算システム積立金	将来、電算システムを導入するにあたり、導入・運用コスト等が大きな負担となることから、コスト負担による経営悪化を防ぐため積み立てることを目的とする。	300,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	各業務システムにかかる費用の発生に充てるため、積立金を取り崩す。	120,000
福祉対策積立金	施設整備など将来の福祉対策を円滑に進めるため積み立てることを目的とする。	50,000	受取助成金の範囲で積み立てる。	福祉事業に関して施設整備や特別な経費発生があったとき取り崩す。	33,000

第 5 年度(令和 6 年 1 月 31 日)剰余金処分計算書

(第 5 年度)

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	420,552,007
2. 剰余金処分数額	165,366,596
(1)利益準備金	100,000,000
(2)出資配当金	65,366,596
3. 次期繰越剰余金	255,185,411

(注)

- 1 出資配当金は年2.0%の割合です。
- 2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額22,000千円が含まれていません。
- 3 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は別表のとおりである。

《別表》

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和6年 1月31日現在)
税効果積立金	税効果会計により発生する繰延税金資産を自己資本に充てるため積立てることを目的とする。	毎事業年度に算定される繰延税金資産相当額	毎事業年度に算定される繰延税金資産相当額を積立てる。	過年度に積立てた繰延税金資産に減額の要因が生じた場合、当該減少額を積立金より取り崩す。	81,624
信用事業基盤強化積立金	信用システム移行等および債権回収、金利変動への対処を円滑に行うため積立てることを目的とする。	200,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	次期システム移行等および債権回収処理、金利変動による損失処理の発生があったときに取り崩す。	100,000
経営安定化積立金	将来起こりうる支出に対し組合経営の安定および健全性の確保を図るため積立てることを目的とする。	500,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	組合経営の安定および健全性を図るうえで、多額の損失等が発生した場合に取り崩す。	450,000
固定資産減損積立金	固定資産減損会計による減損損失に備えるため積み立てることを目的とする。	500,000	減損が発生すると見込まれる場合積み立てる。	減損損失が生じた場合、積立金を取り崩す。	200,000
施設整備積立金	固定資産の取得及び修繕など、施設設備を円滑に行うため積み立てることを目的とする。	300,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	固定資産の取得及び施設の修繕などの費用が発生した場合に取り崩す。	200,000
電算システム積立金	将来、電算システムを導入するにあたり、導入・運用コスト等が大きな負担となることから、コスト負担による経営悪化を防ぐため積み立てることを目的とする。	300,000	当期剰余金の範囲内で積み立てる。	各業務システムにかかる費用の発生に充てるため、積立金を取り崩す。	120,000
福祉対策積立金	施設整備など将来の福祉対策を円滑に進めるため積み立てることを目的とする。	50,000	受取助成金の範囲で積み立てる。	福祉事業に関して施設整備や特別な経費発生があったとき取り崩す。	33,000

5. 部門別損益計算書

第 4 年度 { 令和 4 年 2 月 1 日から
令和 5 年 1 月 31 日まで } 部門別損益計算書

(山梨みらい農業協同組合)
(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,670,160	1,293,475	1,255,888	1,480,509	1,619,631	20,655	
事業費用 ②	2,525,221	145,071	64,585	1,101,937	1,186,129	27,496	
事業総利益 ③ (①-②)	3,144,938	1,148,404	1,191,302	378,571	433,502	△ 6,841	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤ [〃])	3,062,572 (125,026) (2,138,357)	1,048,017 (27,731) (621,528)	731,588 (14,789) (620,894)	689,744 (45,270) (485,828)	538,296 (35,596) (360,051)	54,924 (1,639) (50,055)	
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦ [〃])		259,573 (25,041) (104,825)	151,915 (14,655) (61,349)	145,988 (14,083) (58,955)	120,679 (11,642) (48,734)	5,243 (505) (2,117)	△ 683,401 (△65,929) (△275,982)
事業利益 ⑧ (③-④)	82,365	100,386	459,713	△ 311,173	△ 104,794	△ 61,766	
事業外収益 ⑨	173,765	66,000	38,627	37,119	30,684	1,333	
※うち共通分 ⑩		66,000	38,627	37,119	30,684	1,333	△ 173,765
事業外費用 ⑪	28,237	10,725	6,277	6,032	4,986	216	
※うち共通分 ⑫		10,725	6,277	6,032	4,986	216	△ 28,237
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	227,893	155,661	492,063	△ 280,085	△ 79,096	△ 60,649	
特別利益 ⑭	38,136	14,485	8,477	8,146	6,734	292	
※うち共通分 ⑮		14,485	8,477	8,146	6,734	292	△ 38,136
特別損失 ⑯	30,151	11,452	6,702	6,440	5,324	231	
※うち共通分 ⑰		11,452	6,702	6,440	5,324	231	△ 30,151
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	235,879	158,694	493,838	△ 278,380	△ 77,685	△ 60,588	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	60,588	-	△ 60,588	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	235,879	158,694	493,838	△ 338,968	△ 77,685		

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等(人件費を除く)の割合、職員数(部門配賦率)の割合、事業総利益の割合によって各部門へ再配賦する。

(2) 営農指導事業(農業関連事業に全額を配賦)

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	37.98	22.23	21.36	18.32	0.11	100
営農指導事業			100			100

3 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	225,658,352	212,470,120	1,624	1,379,914	1,122,735	35,773	10,648,183
総資産(共通資産配賦後) (うち固定資産)	225,658,352 5,206,013	216,514,572 1,306,522	2,368,650 761,732	3,654,582 1,556,068	3,073,323 1,542,234	47,223 39,456	

第 5 年度 [令和 5 年 2 月 1 日から
令和 6 年 1 月 31 日まで] 部門別損益計算書

(山梨みらい農業協同組合)
(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費 等
事業収益 ①	5,621,551	1,385,202	1,123,734	1,499,944	1,607,942	4,728	/
事業費用 ②	2,532,253	168,845	65,162	1,105,179	1,177,778	15,287	/
事業総利益 ③ (①-②)	3,089,298	1,216,356	1,058,571	394,764	430,163	△10,559	/
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤ [〓])	2,993,879 (129,379) (2,082,496)	1,003,028 (23,477) (599,168)	670,618 (12,102) (569,662)	721,202 (47,022) (501,826)	555,529 (33,565) (371,321)	43,500 (564) (40,518)	/
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦ [〓])	/	255,270 (22,341) (101,910)	136,756 (11,968) (54,597)	155,654 (13,622) (62,141)	125,234 (10,960) (49,997)	3,621 (316) (1,445)	△ 676,538 (△59,210) (△270,092)
事業利益 ⑧ (③-④)	95,418	213,328	387,953	△ 326,438	△ 125,365	△ 54,060	/
事業外収益 ⑨	117,821	44,456	23,816	27,107	21,810	630	/
※うち共通分 ⑩	/	44,456	23,816	27,107	21,810	630	△ 117,821
事業外費用 ⑪	22,220	8,384	4,491	5,112	4,113	118	/
※うち共通分 ⑫	/	8,384	4,491	5,112	4,113	118	△ 22,220
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	191,019	249,400	407,278	△ 304,442	△ 107,668	△ 53,548	/
特別利益 ⑭	25,439	9,598	5,142	5,852	4,709	136	/
※うち共通分 ⑮	/	9,598	5,142	5,850	4,709	136	△ 25,439
特別損失 ⑯	39,277	14,820	7,939	9,036	7,270	210	/
※うち共通分 ⑰	/	14,820	7,939	9,036	7,270	210	△ 39,277
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	177,181	244,178	404,481	△ 307,626	△ 110,229	△ 53,622	/
営農指導事業分配賦額⑲	/	-	-	53,622	-	△ 53,622	/
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	177,181	244,178	404,481	△ 361,249	△ 110,229	/	/

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - (1) 共通管理費等(人件費を除く)の割合、職員数(部門配賦率)の割合、事業総利益の割合によって各部門へ再配賦する。
 - (2) 営農指導事業(農業関連事業に全額を配賦)
- 2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	37.73	20.21	23.01	18.79	0.26	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

3 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費 等
事業別の総資産	232,492,480	219,508,458	2,535	1,837,879	1,124,010	35,525	9,984,069
総資産(共通資産配賦後) (うち固定資産)	232,492,480 5,094,310	223,275,629 1,059,868	2,020,735 565,634	4,134,967 1,965,006	2,999,804 1,461,040	61,344 42,760	/

6. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益（事業収益）	6,924,287	6,518,452	6,280,269	5,670,160	5,621,551
信用事業収益	1,612,943	1,460,653	1,301,514	1,293,475	1,385,202
共済事業収益	1,546,821	1,548,977	1,457,560	1,255,888	1,123,734
農業関連事業収益	1,938,824	1,825,604	1,671,911	1,501,164	1,504,672
その他事業収益	1,825,696	1,683,216	1,849,280	1,619,631	1,607,942
経常利益	238,456	300,114	175,214	227,893	191,019
当期剰余金	△ 181,401	323,262	41,858	221,113	161,942
出資金	3,478,736	3,410,894	3,354,796	3,306,664	3,347,675
（出資口数）	(3,478,736)	(3,410,894)	(3,354,796)	(3,306,664)	(3,347,675)
純資産額	8,552,317	8,555,788	8,494,116	8,011,402	8,201,620
総資産額	213,724,638	222,299,218	225,391,566	225,658,352	232,492,480
貯金等残高	202,230,316	210,971,204	212,649,948	213,723,048	220,540,575
貸出金残高	39,904,957	41,869,538	49,776,069	58,106,726	67,381,019
有価証券残高	676,194	5,907,740	5,825,950	5,349,759	9,241,133
剰余金配当金額	6,864	16,629	16,355	32,458	65,366
出資配当額	6,864	16,629	16,355	32,458	65,366
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	610	576	528	465	449
単体自己資本比率	11.28%	11.41%	11.51%	11.60%	12.54%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	1,150,919	1,209,514	58,594
役務取引等収支	30,495	27,867	△ 2,628
その他信用事業収支	△ 33,010	△ 21,024	11,986
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,148,404 0.53	1,216,356 0.56	67,952 0.03
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,139,028 1.37	3,081,167 1.35	△ 57,860 △ 0.03
事業純益	63,402	87,288	23,885
実質事業純益	76,455	87,288	10,832
コア事業純益	76,113	87,288	11,174
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	76,113	87,288	11,174

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	213,564,978	1,177,487	0.55	214,035,873	1,239,385	0.58
うち預金	152,760,293	719,730	0.47	142,629,302	709,040	0.50
うち有価証券	6,161,637	18,357	0.30	7,720,251	34,682	0.45
うち貸出金	54,643,047	439,400	0.80	63,686,348	495,662	0.78
資金調達勘定	215,074,904	15,646	0.01	215,749,916	18,368	0.01
うち貯金・定期積金	215,074,904	15,646	0.01	215,749,916	18,368	0.01
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	-	0.18	-	-	0.22

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円、%)

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	△ 12,864	61,897
うち預金	△ 44,602	△ 10,689
うち有価証券	2,917	16,325
うち貸出金	28,820	56,262
支払利息	△ 2,506	3,303
うち貯金・定期積金	△ 4,457	2,778
うち借入金	△ 26	-
差引	△ 10,357	58,594

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
流 動 性 貯 金	99,083,987 (46.07)	101,825,704 (47.20)	2,741,717
定 期 性 貯 金	115,990,916 (53.93)	113,924,211 (52.80)	△ 2,066,705
計	215,074,904 (100.00)	215,749,916 (100.00)	675,012
譲 渡 性 貯 金	- (-)	- (-)	-
合 計	215,074,904 (100.00)	215,749,916 (100.00)	675,012

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増減
定期貯金	111,810,456 (100.00)	115,819,781 (100.00)	4,009,325
うち固定金利定期	111,773,184 (99.97)	115,781,662 (99.97)	4,008,477
うち変動金利定期	37,271 (0.03)	38,089 (0.03)	818

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
手形貸付	526,353	149,512	△ 376,840
証書貸付	53,824,380	63,246,452	9,422,071
当座貸越	292,313	290,383	△ 1,930
割引手形	-	-	-
合 計	54,643,047	63,686,348	9,043,300

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
固定金利貸出	17,029,533 (29.31)	16,792,675 (24.92)	△ 236,858
変動金利貸出	41,077,192 (70.69)	50,588,344 (75.08)	9,511,151
合 計	58,106,726 (100.00)	67,381,019 (100.00)	9,274,293

(注) 1. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	493,848	460,523	△ 33,325
有価証券	-	-	-
動 産	49,227	43,090	△ 6,137
不動産	571,013	520,876	△ 50,137
その他担保物	61,366	51,787	△ 9,579
小 計	1,175,455	1,076,278	△ 99,177
農業信用基金協会保証	18,483,816	26,206,900	7,723,084
その他保証	18,705,211	20,520,495	1,815,284
小 計	37,189,027	46,727,395	9,538,368
信 用	19,742,242	19,577,345	△ 164,897
合 計	58,106,726	67,381,019	9,274,293

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
貯金・定期積金等	4,000	4,000	-
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	4,000	4,000	-
信 用	-	-	-
合 計	4,000	4,000	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
設備資金	40,275,901	51,688,620	11,412,719
運転資金	17,830,824	15,692,399	△ 2,138,425
合 計	58,106,726	67,381,019	9,274,293

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	944,615 (1.6)	970,392 (1.4)	25,776
林業	66,567 (0.1)	75,130 (0.1)	8,562
水産業	2,726 (0.0)	1,608 (0.0)	△ 1,117
製造業	8,222,221 (14.2)	10,416,442 (15.5)	2,194,220
鉱業	104,874 (0.2)	131,253 (0.2)	26,379
建設・不動産業	4,715,848 (8.1)	5,863,194 (8.7)	1,147,346
電気・ガス・熱供給・水道業	862,179 (1.5)	1,186,721 (1.8)	324,541
運輸・通信業	2,109,045 (3.6)	2,674,956 (4.0)	565,911
金融・保険業	1,393,079 (2.4)	1,752,581 (2.6)	359,501
卸売・小売・サービス業・飲食業	13,525,235 (23.3)	17,746,147 (26.3)	4,220,911
地方公共団体	16,508,948 (28.4)	16,559,685 (24.6)	50,736
非営利法人	800 (0.0)	2,901 (0.0)	2,101
その他	9,650,583 (16.6)	10,000,005 (14.8)	349,421
合 計	58,106,720 (100.0)	67,381,019 (100.0)	9,274,293

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業			
穀作	7	4	△ 3
野菜・園芸	20	22	1
果樹・樹園農業	4	16	12
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	4	4	0
養鶏・養卵	4	3	△ 1
養蚕	-	-	-
その他農業	131	128	△ 2
農業関連団体等			
合 計	174	180	6

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	143	152	8
農業制度資金	30	28	△ 2
農業近代化資金	17	15	△ 2
その他制度資金	13	13	0
合 計	174	180	6

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	4年度	677,393	204,855	4,550	467,987	677,393
	5年度	696,317	217,250	16,988	462,078	696,317
危険債権	4年度	245,430	97,830	35,579	101,795	235,206
	5年度	196,653	102,489	957	85,175	188,622
要管理債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小計	4年度	922,823	302,686	40,130	569,782	912,600
	5年度	892,971	319,740	17,945	547,253	884,940
正常債権	4年度	57,220,973				
	5年度	66,530,076				
合 計	4年度	58,143,797				
	5年度	67,423,047				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	13,769	13,053	-	13,769	13,053	13,053	8,242	-	13,053	8,242
個別貸倒引当金	624,564	591,774	9	624,554	591,774	591,774	567,031	12	591,761	567,031
合計	638,333	604,827	9	638,323	604,827	604,827	575,274	12	604,814	575,274

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	87,648	273,719	78,845	265,960
	金額	93,972,151	60,101,875	96,266,789	60,134,017
代金取立為替	件数	215	-	1	-
	金額	77,448	-	27	-
雑為替	件数	2,833	1,415	3,042	1,256
	金額	805,385	2,122,252	1,655,730	1,571,654
合 計	件数	90,696	275,134	81,888	267,216
	金額	94,854,984	62,224,127	97,922,546	61,705,671

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
国 債	6,165,263	6,949,018	783,755
地 方 債	-	771,232	771,232
合 計	6,165,263	7,720,251	1,554,988

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	期間の定め のないもの	合計
		3年以下	5年以下	7年以下	10年以下			
令和4年度								
国 債	-	-	-	-	-	6,210,000	-	6,210,000
令和5年度								
国 債	-	-	-	-	10,000	8,900,000	-	8,910,000
地 方 債	-	-	-	-	1,200,000	-	-	1,200,000

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債権	-	-	-	991,857	1,000,900	9,042
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	991,857	1,000,900	9,042
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債権	-	-	-	1,400,000	1,388,110	△ 11,890
	国債	-	-	-	200,000	198,360	△ 1,640
	地方債	-	-	-	1,200,000	1,189,750	△ 10,250
	小計	-	-	-	1,400,000	1,388,110	△ 11,890
合 計	-	-	-	2,391,857	2,389,010	△ 2,847	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債権	10,409	9,788	620	1,011,296	1,005,362	5,933
	国債	10,409	9,788	620	1,011,296	1,005,362	5,933
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小計	10,409	9,788	620	1,011,296	1,005,362	5,933
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債権	5,339,350	6,244,410	△ 905,060	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
	国債	5,339,350	6,244,410	△ 905,060	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小計	5,339,350	6,244,410	△ 905,060	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
合 計	5,349,759	6,254,199	△ 904,440	6,849,276	7,738,207	△ 888,931	

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	4,342,771	180,208,692	2,069,396	168,442,432
	定期生命共済	1,446,600	4,025,400	3,673,600	5,974,900
	養老生命共済	1,167,390	52,860,391	488,140	46,177,875
	うちこども共済	381,300	17,836,154	168,300	16,101,954
	医療共済	214,500	3,159,300	73,500	2,987,500
	がん共済	-	798,000	-	762,500
	定期医療共済	-	2,356,100	-	2,196,900
	介護共済	415,123	2,479,409	178,184	2,549,498
	年金共済	-	196,300	-	193,000
建物更生共済		35,760,360	455,017,334	25,626,510	445,210,003
合 計		43,346,745	701,100,927	32,109,330	674,494,610

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令和4年度		令和5年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		59	61,647	50	56,327
が ん 共 済		381	18,519	331	18,025
定 期 医 療 共 済		-	3,520	-	3,254
合 計		440	83,686	381	77,606

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和4年度	令和5年度	
		供給高	供給高	
生産資材	肥料	268,507	288,583	
	農薬	158,225	164,423	
	飼料	13,929	10,499	
	農業機械	61,505	57,841	
	自動車（除く二輪）	2,270	1,352	
	燃料	90,328	81,541	
	園芸資材	258,059	266,559	
	一般資材	288,602	262,699	
	小計	1,141,428	1,133,500	
生活物資	食品	米	48,447	49,870
		一般食品	204,116	186,343
	衣料品	8,987	11,751	
	耐久消費財	50,025	50,414	
	日用保険雑貨用品	225,106	198,677	
	家庭用燃料	626,994	596,712	
	小計	1,163,677	1,093,770	
	合計	2,305,106	2,227,270	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 葬祭事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収益	葬祭供給高	545,175	577,993
	葬祭その他収益	29,283	27,458
	計	574,459	605,451
費用	葬祭受入高	351,431	380,128
	葬祭その他費用	2,348	2,179
	計	353,780	382,308

(3) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和4年度	令和5年度
		取扱高	取扱高
果実	1,727,588	1,686,916	
野菜	1,376,248	1,471,937	
花卉・花木	1,416	872	
米	111,719	129,056	
麦	-	-	
豆・雑穀	-	974	
その他	1,191	647	
直売所	748,061	739,714	
合計	3,966,226	4,030,119	

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
大 豆	5,813	7,635
学 校 給 食	1,004	525
そ の 他	129	-
合 計	6,948	8,161

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収 益	保 管 料	1,119	1,367
	荷 役 料	5	6
	そ の 他 の 収 益	0	0
	計	1,125	1,374
費 用	そ の 他 倉 庫 雑 費	-	-
	計	-	-
差 引		1,125	1,374

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	収益	費用	収益	費用
コイソ精米機	24,817	2,432	24,808	1,819
水 稻 育 苗	54,161	24,833	54,530	24,064
水 田 作 業	14,324	4,063	14,812	6,162
農 機 貸 出	293	16	315	3
そ の 他	1,034	1,486	3,074	2,303
計	94,631	32,832	97,542	34,354
	差引	61,798	差引	63,188

(6) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	収益	費用	収益	費用
み そ	1,570	1,031	1,326	1,195
精 米	6,269	309	5,370	362
そ の 他	3,119	2,710	1,379	1,304
計	10,959	4,051	8,076	2,862
	差引	6,908	差引	5,213

(7) 農地利用調整事業

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収 益	農作業受託補助金	7,786	7,710
	農作業受託収益	100	220
	計	7,886	7,930
費 用	農作業受託費用	8,452	8,843
	計	8,452	8,843
差引		△ 566	△ 913

(8) 茶事業

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収 益	製茶	127,860	110,499
	ペットボトル	21,009	25,830
	荒茶	26,240	5,265
	その他	19,574	25,437
	その他茶事業収益	7,903	8,297
	計	202,587	175,329
費 用	生葉	29,197	36,619
	茶・ギフト	47,151	21,930
	ペットボトル	24,469	14,575
	荒茶	30,302	22,220
	その他費用	24,102	23,170
	計	155,221	118,515
差引		47,366	56,814

(9) 福祉・介護事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収 益	居宅介護支援	3,363	3,343
	通所介護・その他	31,979	28,206
	計	35,342	31,549
費 用	労務費	1,915	1,863
	その他の費用	1,010	1,327
	計	2,925	3,191
差引		32,417	28,358

(10) その他の事業取扱実績

(単位：千円)

事業	令和4年度		令和5年度	
	収益	費用	収益	費用
宅地等供給事業	300	64	300	70
その他経済事業	3,992	53	4,508	29
計	4,292	117	4,808	100
	差引	4,175	差引	4,707

4. 指導事業

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収益	指導補助金	18,228	1,783
	実費収入	2,426	2,945
	計	20,655	4,728
費用	営農改善費	16,766	4,757
	生活文化費	522	305
	農政情報費	2,239	2,369
	組織活動費	7,968	7,855
	計	27,496	15,287
差引		△ 6,841	△ 10,559

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.10	0.08	△ 0.02
資本経常利益率	2.19	1.79	△ 0.40
総資産当期純利益率	0.10	0.07	△ 0.03
資本当期純利益率	2.13	1.52	△ 0.61

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和4年度	令和5年度	増 減
貯貸率	期 末	27.19	30.55	3.36
	期中平残	25.03	29.52	4.49
貯証率	期 末	2.50	4.19	1.69
	期中平残	2.86	3.58	0.72

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,962,775	8,104,576
うち、出資金及び資本準備金の額	3,306,664	3,348,405
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	4,729,587	4,859,071
うち、外部流出予定額(△)	32,458	65,366
うち、上記以外に該当するものの額	△41,017	△37,533
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,053	8,242
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,053	8,242
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	114,535	57,267
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	8,090,364	8,170,087
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16,721	10,182
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	16,721	10,182
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上させるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

項 目	令和4年度	令和5年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	16,721	10,182
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	8,073,642	8,159,905
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,205,847	58,674,516
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,272,613	1,272,613
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,272,613	1,272,613
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,335,373	6,386,681
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	69,541,221	65,061,197
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.60%	12.54%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %
現金	1,787,183	-	-	1,557,617	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,263,050	-	-	8,951,203	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	16,530,336	-	-	17,656,249	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	147,732,464	29,546,493	1,181,857	141,789,792	28,357,958	1,134,318
法人等向け	4,564	-	-	133,049	130,142	5,205
中小企業等向け及び個人向け	2,587,501	1,668,039	66,721	2,441,805	1,055,596	42,223
抵当権付住宅ローン	17,038,756	5,894,285	235,771	18,216,329	3,941,493	157,659
不動産取得等事業向け	428,091	422,752	16,910	383,883	378,561	15,142
三月以上延滞等	908,003	323,011	12,920	907,421	307,783	12,311
取立未済手形	25,982	5,196	207	23,128	4,625	185
信用保証協会等保証付	18,489,954	1,844,014	73,760	26,215,346	2,616,361	104,654
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	832,785	832,785	33,311	832,785	832,785	33,311
（うち出資等のエクスポージャー）	832,785	832,785	33,311	832,785	832,785	33,311
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	13,320,041	21,396,655	855,866	13,636,980	19,776,593	791,603
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	5,424,980	13,562,450	542,498	5,424,980	13,562,450	542,498
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,895,061	7,834,205	313,368	8,212,000	6,214,143	248,565

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,272,613	50,904	-	1,272,613	50,904
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	225,948,714	63,205,847	2,528,233	232,745,592	58,674,516	2,346,980
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
（基礎的手法）	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	6,335,373		253,415	6,386,681		255,467
所要自己資本額計	リスク・アセット		所要自己資本額	リスク・アセット		所要自己資本額
	（分母）合計 a		b = a × 4%	（分母）合計 a		b = a × 4%
	69,541,221		2,781,649	65,061,197		2,602,447

（注）

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による
依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・
リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	令和4年度				令和5年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	32,324	28,624	-	34,133	30,433	-	-
	林業	100	-	-	100	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,031	2,031	-	1,338	1,338	-	-
	運輸・通信業	10,000	10,000	-	10,000	10,000	-	-
	金融・保険業	153,723,906	-	-	147,778,381	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	292,267	3,762	-	418,647	130,142	-	-
	日本国政府・地方公共団体	22,788,638	16,530,336	6,258,301	26,603,399	16,452,607	10,150,792	-
上記以外	1,836,437	801	-	240	1,600,539	2,907	-	219
個人	42,095,403	41,706,386	-	907,763	51,277,049	50,934,564	-	907,201
その他	5,167,604	-	-	-	5,022,004	-	-	-
業種別残高計	225,948,714	58,281,943	6,258,301	908,003	232,745,592	67,561,992	10,150,792	907,421
残存期間別残高計	147,943,918	362,053	-	-	139,645,515	458,797	-	-
1年以下	1,155,052	1,155,052	-	-	3,336,817	1,008,645	-	-
1年超3年以下	2,649,851	2,649,851	-	-	2,951,886	2,951,886	-	-
3年超5年以下	4,325,485	4,325,485	-	-	5,222,969	5,222,969	-	-
5年超7年以下	7,915,619	7,915,619	-	-	9,700,293	8,486,801	1,213,491	-
7年超10年以下	46,687,368	40,429,066	6,258,301	-	56,777,477	47,840,176	8,937,300	-
10年超	15,271,418	1,444,814	-	-	15,110,633	1,592,714	-	-
期限の定めのないもの	225,948,714	58,281,943	6,258,301	-	232,745,592	67,561,992	10,150,792	-

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	13	13	-	13	13	13	8	-	13	8
個別貸倒引当金	624	591	-	624	591	591	567	-	591	567

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和4年度						令和5年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	0	-
個 人	624	591	0	624	591	0	591	566	-	591	566	-	
業種別計	624	591	0	624	591	0	591	567	-	591	567	-	

※当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	-	25,207	25,207	-	28,711	28,711
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	18,440	18,440	-	26,163	26,163
	リスク・ウエイト20%	-	147,759	147,759	-	160,618	160,618
	リスク・ウエイト35%	-	16,856	16,856	-	2,205	2,205
	リスク・ウエイト50%	-	739	739	-	1,791	1,791
	リスク・ウエイト75%	-	2,223	2,223	-	579	579
	リスク・ウエイト100%	-	10,458	10,458	-	8,433	8,433
	リスク・ウエイト150%	-	111	111	-	89	89
	リスク・ウエイト250%	-	5,424	5,424	-	5,424	5,424
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	227,221	227,221	-	234,018	234,018	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・デ リバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	401	-	-
中小企業等向け及び個人向け	61,349	27,913	-	45,547	1,546,682	-
抵当権住宅ローン	98	-	-	405	15,874,451	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	1,380	299	-	6,349	3,046	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	2,459,826	-
合計	62,828	28,212	-	52,703	19,884,007	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに 階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破綻など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会等で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーは株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	6,257,765	6,257,765	6,257,765	6,257,765
合計	6,257,765	6,257,765	6,257,765	6,257,765

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当J Aは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の取得によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	875	378	82	0
2	下方パラレルシフト	-	-	34	32
3	スティープ化	1,168	789		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	269	239		
7	最大値	1,168	789	82	32
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,159		8,073	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

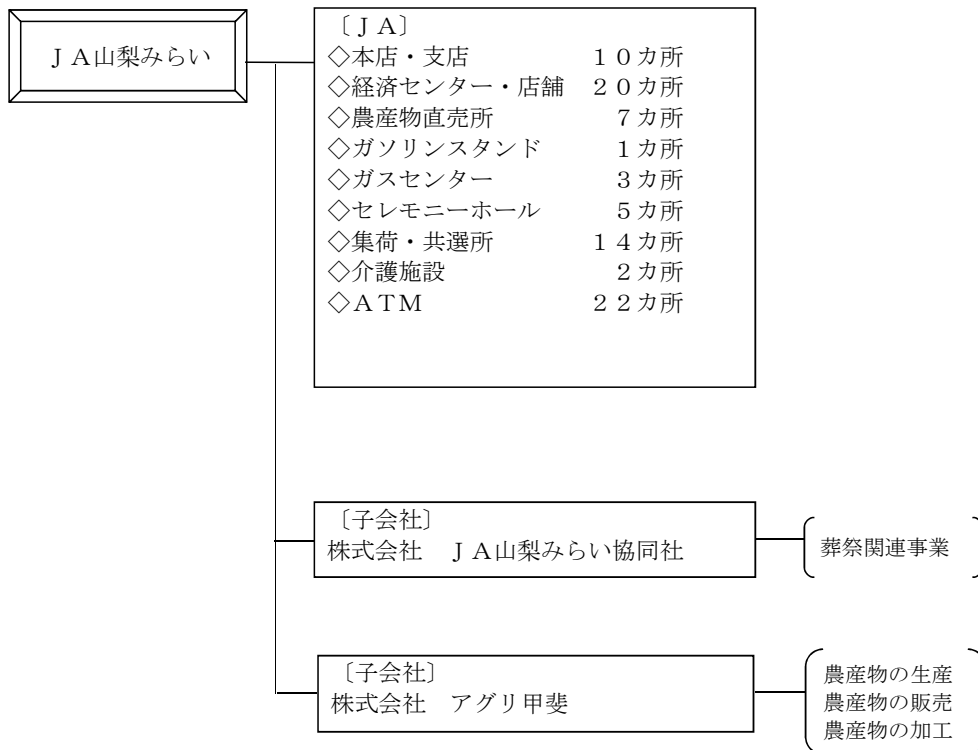
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A山梨みらいのグループは、当 J A、子会社・(株)JA山梨みらい協同社・(株)アグリ甲斐で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は、(株)JA山梨みらい協同社・(株)アグリ甲斐です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	所在地	事業内容	設 立 年 月 日	資本金総額	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 J A山梨みらい協同社	西八代郡市川三郷町 高田476-6	葬祭関連事業	平成12年8月1日	10,000千円	100%	-
株式会社 アグリ甲斐	西八代郡市川三郷町 上野2889	農産物生産・販売・加工	平成21年7月1日	5,000千円	74%	-

(3) 連結事業概況 (令和5年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、2子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益196,254千円、連結当期利益165,912千円、連結純資産8,296,312千円、連結総資産232,475,646千円で、連結自己資本比率は12.65%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 JA山梨みらい協同社

当組合100%出資型の子会社JA山梨みらい協同社においては、葬祭事業を営み、135件198,476千円の取扱を行いました。この結果、当期利益は、5,031千円となっております。

株式会社アグリ甲斐

農地の荒廃化・遊休化の発生防止と解消を図るとともに新規就農者の育成の機会を提供し農村社会の活性化と農家経営の円滑な継承に寄与する事を目的にJAや市川三郷町などが出資して設立された農業生産法人です。

主な事業は農産物の生産・加工・販売・農作業の受委託・新規就農者等の担い手への育成を行っており、当期利益は、203千円となっております。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益 (事業収益)	7,209	6,776	6,496	5,880	5,814
信用事業収益	1,612	1,508	1,301	1,293	1,385
共済事業収益	1,546	1,599	1,457	1,255	1,123
農業関連事業収益	1,963	1,929	1,714	1,521	1,530
その他事業収益	2,086	1,740	2,024	1,811	1,774
連結経常利益	254	316	188	233	196
連結当期剰余金	△ 165	333	48	227	165
連結純資産額	8,584	8,596	8,560	8,102	8,296
連結総資産額	213,725	222,290	225,374	225,628	232,475
連結自己資本比率	11.26%	11.46%	11.56%	11.66%	12.65%

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日)	令和5年度 (令和6年1月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	212,456,998	219,496,432
(1) 現金及び預金	149,123,373	142,949,610
(2) 有価証券	5,349,759	9,241,133
(3) 貸出金	58,097,726	67,372,019
(4) その他の信用事業資産	464,821	485,040
(5) 債務保証見返	4,000	4,000
(6) 貸倒引当金	△582,682	△555,371
2 共済事業資産	1,402	2,447
(1) 共済貸付金	-	-
(2) その他の共済事業資産	1,402	2,447
3 経済事業資産	729,377	677,333
(1) 受取手形及び経済事業未収金	317,019	283,688
(2) 棚卸資産	326,946	321,205
(3) その他の経済事業資産	107,558	92,340
(4) 貸倒引当金	△22,145	△19,902
4 雑資産	910,705	884,188
5 固定資産	5,209,956	5,103,431
(1) 有形固定資産	5,186,841	5,089,356
建物	4,713,922	4,681,706
機械装置	832,564	838,394
土地	3,887,333	3,872,633
その他有形固定資産	1,309,563	1,306,724
減価償却累計額	△5,556,542	△5,610,101
(2) 無形固定資産	23,115	14,075
6 外部出資	6,244,075	6,244,075
(1) 外部出資	6,244,075	6,244,075
7 繰延税金資産	76,450	67,738
資産の部合計	225,628,967	232,475,646

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年1月31日)	令和5年度 (令和6年1月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	215,708,531	222,403,677
(1) 貯金	213,622,682	220,457,048
(2) その他の信用事業負債	2,081,849	1,942,628
(3) 債務保証	4,000	4,000
2 共済事業負債	691,559	666,266
(1) 共済資金	331,057	319,682
(2) その他の共済事業負債	360,502	346,583
3 経済事業負債	203,740	197,389
(1) 支払手形及び経済事業未払金	185,557	174,493
(2) その他の経済事業負債	18,182	22,895
4 雑負債	338,417	364,093
5 諸引当金	232,611	195,904
(1) 賞与引当金	30,656	30,349
(2) 退職給付に係る負債	186,349	153,708
(3) 役員退職給与引当金	12,123	8,364
(4) その他引当金	3,482	3,482
6 再評価に係る繰延税金負債	352,004	352,004
負債の部合計	217,526,866	224,179,334
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	8,049,291	8,227,970
(1) 出資金	3,306,664	3,347,675
(2) 出資金	730	730
(3) 利益剰余金	4,786,944	4,920,398
(4) 処分未済持分	△41,747	△37,533
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△3,300	△3,300
2 評価・換算差額等	50,770	66,279
(1) その他有価証券評価差額金	△904,440	△888,931
(2) 土地再評価差額金	920,608	920,608
(3) 退職給付に係る調整累計額	34,602	34,602
3 非支配株主持分	2,039	2,062
純資産の部合計	8,102,101	8,296,312
負債及び純資産の部合計	225,628,967	232,475,646

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)	(自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日)
1 事業総利益	3,233,891	3,160,059
(1) 信用事業収益	1,293,395	1,385,108
資金運用収益	1,177,488	1,239,385
(うち預金利息)	38,204	41,822
(うち有価証券利息)	18,357	34,682
(うち貸出金利息)	439,400	495,662
(うちその他受入利息)	681,526	667,218
役務取引等収益	71,653	70,389
その他事業直接収益	6,198	-
その他経常収益	38,056	75,332
(2) 信用事業費用	145,105	168,859
資金調達費用	26,567	29,870
(うち貯金利息)	15,409	18,242
(うち給付補てん備金繰入)	236	125
(うち借入金利息)	-	-
(うちその他支払利息)	10,921	11,502
役務取引等費用	41,272	42,631
その他事業直接費用	5,856	-
その他経常費用	71,409	96,357
(うち貸倒引当金戻入額)	△37,917	△27,310
(うち貸倒償却・部直口)	-	-
(うち貸出金償却)	-	-
信用事業総利益	1,148,290	1,216,249
(3) 共済事業収益	1,255,888	1,123,734
共済付加収入	1,188,498	1,071,950
その他の収益	67,390	51,783
(4) 共済事業費用	64,585	65,162
共済推進費及び共済保全費	63,689	63,980
その他の費用	895	1,181
共済事業総利益	1,191,302	1,058,571
(5) 購買事業収益	1,982,327	1,996,442
購買品供給高	1,881,918	1,889,959
購買手数料	21,090	16,357
その他の収益	79,317	90,125
(6) 購買事業費用	1,710,585	1,708,642
購買品供給原価	1,620,681	1,621,909
購買品供給費	1,598	1,561
その他の費用	88,306	85,172
購買事業総利益	271,741	287,799
(7) 葬祭事業収益	783,239	776,288
葬祭供給高	778,213	776,470
葬祭その他収益	5,025	△181

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)	(自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日)
(8) 葬祭事業費用	491,707	503,413
葬祭受入高	489,358	501,234
葬祭その他費用	2,348	2,179
葬祭事業総利益	291,531	272,874
(9) 販売事業収益	213,317	204,385
販売品販売高	48,222	42,324
販売手数料	135,975	135,960
その他の収益	29,119	26,100
(10) 販売事業費用	20,230	24,624
販売品販売原価	6,694	8,173
販売費	-	-
その他の費用	13,535	16,451
販売事業総利益	193,087	179,761
(11) その他事業収益	352,668	328,173
(12) その他事業費用	214,730	183,370
その他事業総利益	137,938	144,803
2 事業管理費	3,152,561	3,065,640
(1) 人件費	2,204,343	2,134,957
(2) その他事業管理費	948,217	930,683
事業利益	81,330	94,418
3 事業外収益	180,813	124,133
(1) 受取雑利息	606	709
(2) 受取出資配当金	45,279	45,295
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	134,928	78,127
4 事業外費用	28,404	22,297
(1) 支払雑利息	-	-
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	28,404	22,297
経常利益	233,739	196,254
5 特別利益	41,936	25,439
(1) 固定資産処分益	9	9,922
(2) 負ののれん発生益	-	-
(3) その他の特別利益	41,926	15,516
6 特別損失	30,488	39,277
(1) 固定資産処分損	-	14,637
(2) 減損損失	10,541	10,047
(3) その他の特別損失	19,946	14,592
税金等調整前当期利益	245,186	182,416
法人税・住民税及び事業税	9,500	7,769
法人税等調整額	8,238	8,711
法人税等合計	17,738	16,480
当期利益	227,448	165,935
非支配株主に帰属する当期利益	16	23
当期剰余金	227,432	165,912

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)	(自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	245,187	182,416
減価償却費	133,866	118,462
減損損失	10,542	10,047
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 33,505	△ 29,553
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,217	△ 307
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 51,082	△ 32,640
役員退任慰労引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,800	△ 3,759
その他引当金の増減額 (△は減少)	3,181	-
信用事業資金運用収益	△ 1,177,659	△ 1,239,318
信用事業資金調達費用	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 45,885	△ 46,005
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益 (△は益)	△ 3,356	2,193
固定資産売却損益 (△は益)	-	-
外部出資関係損益 (△は益)	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 8,552,242	△ 9,410,980
預金の純増 (△) 減	7,583,090	5,944,196
貯金の純増 (△) 減	1,058,087	6,834,366
信用事業借入金の純増 (△) 減	-	-
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	△ 768	2,853
その他の信用事業負債の純増減 (△)	△ 2,568	1,548
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-
共済借入金の純増 (△) 減	-	-
共済資金の純増 (△) 減	△ 114,718	△ 11,374
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 12,661	△ 15,204
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 53,702	33,272
経済受託債権の純増 (△) 減	27,265	58
棚卸資産の純増減	4,081	5,740
支払手形及び経済事業未払金の純増減	25,252	△ 11,063
経済受託債務の純増 (△) 減	△ 6,622	4,712
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	△ 4,148	40,690
その他の負債の純増減 (△)	83,461	38,566
未払消費税等の増減額 (△)	△ 147	△ 696
信用事業資金運用による収入	1,200,832	1,216,313
信用事業資金調達による支出	△ 6,849	△ 4,150
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	△ 138	△ 14
小 計	301,776	3,630,367

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)	(自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	45,885	46,005
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△ 12,257	△ 18,663
事業活動によるキャッシュフロー	335,404	3,657,710
2 投資活動によるキャッシュフロー		-
有価証券の取得による支出	△ 1,654,352	△ 4,774,601
有価証券の売却による収入	1,464,249	896,543
有価証券の償還による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	337	14,062
固定資産の取得による支出	△ 24,910	△ 53,103
固定資産の売却による収入	3,069	17,056
投資活動によるキャッシュフロー	△ 211,606	△ 3,900,042
3 財務活動によるキャッシュフロー		-
出資の増額による収入	183,883	239,102
出資の払戻しによる支出	△ 232,015	△ 198,091
持分の取得による支出	△ 41,747	△ 37,533
持分の譲渡による支出	67,446	41,747
出資配当金の支払額	△ 16,355	△ 32,458
非支配株主への配当金支払額	△ 130	-
財務活動によるキャッシュフロー	△ 38,918	12,766
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	84,879	△ 229,566
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,702,433	1,787,313
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,787,313	1,557,747

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1 連結範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社
株式会社 JA山梨みらい協同社
株式会社 アグリ甲斐
 - (2) 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・0社
(該当ありません)
- 2 持分法の適用に関する事項
(該当ありません)
- 3 連結される子会社の事業年度等に関する事項
連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- 4 のれんの償却方法及び償却期間
(該当ありません)
- 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
- 6 利益処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

継続組合の前提に関する注記

- 1 継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況
(該当ありません)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 売買目的有価証券・・・ (該当ありません)
 - (2) 満期保有目的の債券・・・ (該当ありません)
 - (3) 子会社及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法
 - (4) その他の有価証券・・・ 時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法。
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）及び売価還元法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 販売品・・・・・・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 加工品・・・・・・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 茶事業在庫・・・・・・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産・・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができ債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の正常先債権及び要注意先債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店及び信用部融資・債権管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立したコンプライアンス対策部審査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、合併前の旧西八代郡農業協同組合、旧ふじかわ農業協同組合において、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は564,176千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管・管理サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 利用事業

育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑧ 農地利用調整事業

主に組合員からの農作業の委託を受けて組合が農作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑨ 福祉・介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑩ 茶事業

組合員が生産した生茶を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑪ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 記載金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計方針の変更に関する注記

1 「収益認識に関する会計基準」の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

(3) 有償支給取引

茶事業における有償支給取引のうち、支給品を買い戻す義務を負っている場合について、従来は、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識していましたが、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、4,610千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が404,546千円、事業費用が403,506千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が1,040千円それぞれ減少しております。

2 「時価の算定に関する会計基準」の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

- 1 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 90,372千円
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 2 固定資産の減損
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失10,541千円
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年1月に作成した経営計画を基礎として算出しており、計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
- 3 貸倒引当金
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金604,827千円
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①算定方法
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。
 - ②主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- 1 固定資産に関する圧縮記帳
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は547,151千円であり、その内訳は、次のとおりです。
- | | | |
|--------|---------|----|
| 建物 | 352,696 | 千円 |
| 構築物 | 24,110 | 千円 |
| 機械及び装置 | 65,332 | 千円 |
| 車両運搬具 | 3,194 | 千円 |
| 器具・備品 | 19,390 | 千円 |
| 土地 | 82,429 | 千円 |
- 2 リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末、A T M及びパソコン、F A X、車両等については、リース契約により使用しております。
- 3 所有権が売主に留保された重要な固定資産
(該当ありません)
- 4 担保に供している資産
定期預金4,120,000千円を借入金(当座借越、当座借越限度額(4,120,000千円)の担保に供しています。また、定期預金10,560,000千円を為替決済の担保に、定期預金38,405千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- 5 重要な係争事件に係る損害賠償義務
(該当ありません)
- 6 理事及び監事に対する金銭債権の総額
金銭債権 110,578千円
- 7 理事及び監事に対する金銭債務の総額
金銭債務 - 千円
- 8 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は677,393千円、危険債権額は245,430千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は922,823千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9 土地の再評価に基づく事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

なお、土地の再評価については合併前の旧中巨摩東部農業協同組合で実施しました。

- ①再評価を行った年月日 平成14年1月31日
 ②再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 129,305千円

③同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）もしくは同施行令第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（相続税路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

連結損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済センター・給油所・直売所・機械センター・セレモニーホールごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店・共選所等の農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
市川三郷福祉事業センター	営業店舗	そ の 他	
中富経済センター	営業店舗	建 物 ・ そ の 他	
忍経済センター	営業店舗	土 地	
山城経済センター	営業店舗	そ の 他	
Aコープ栄	賃貸資産	建 物 ・ 土 地	
西条住宅公園	賃貸資産	土 地	
旧清川支所	賃貸資産	建 物 ・ 土 地 ・ そ の 他	
黒沢スタンド予定地	遊休資産	土 地	
西嶋2899-3	遊休資産	土 地	
西嶋 474	遊休資産	土 地	
旧千代田支所	遊休資産	建 物 ・ 土 地 ・ そ の 他	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

減損対象の営業店舗については、回収可能価格が帳簿価格に達しないため、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、減少額を減損損失として認識しました。

また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については処分対象資産であることから、処分可能価格で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	内 訳
市川三郷福祉事業センター	1,078千円	(そ の 他 1,078千円)
中富経済センター	1,626千円	(建 物 1,309千円) (そ の 他 316千円)
忍経済センター	842千円	(土 地 842千円)
山城経済センター	80千円	(そ の 他 80千円)
Aコープ栄	5,111千円	(建 物 186千円) (土 地 4,924千円)
西条住宅公園	619千円	(土 地 619千円)
旧清川支所	120千円	(土 地 120千円)
黒沢スタンド予定地	803千円	(土 地 803千円)
西嶋2899-3	51千円	(土 地 51千円)
西嶋 474	40千円	(土 地 40千円)
旧千代田支所	169千円	(土 地 169千円)

(4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額又は相続税路線価に基づき算定されています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

棚卸品の供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,441千円の棚卸評価損が含まれています。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を山梨県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に信用部融資・債権管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が308,432千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	147,334,955	146,310,746	△ 5,859
有価証券	5,349,759	5,349,759	-
その他有価証券	5,349,759	5,349,759	-
貸出金	58,106,726	-	-
貸倒引当金(*1)	△ 582,682	-	-
貸倒引当金控除後	57,524,043	57,806,832	282,789
資産計	210,208,757	209,467,337	276,930
貯金	213,723,048	213,683,668	△ 39,380
負債計	213,723,048	213,683,668	△ 39,380

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	外部出資等損失引当金	引当金控除後
外部出資	6,257,765	-	6,257,765

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	147,334,955	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	6,210,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	6,210,000
貸出金(*1,2)	4,850,860	4,339,695	4,072,088	3,867,567	3,556,629	37,071,236
合計	152,185,815	4,339,695	4,072,088	3,867,567	3,556,629	43,281,236

(*1) 貸出金のうち、当座貸越298,959千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等348,647千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	208,883,559	2,422,164	1,461,346	768,511	187,466	-
合計	208,883,559	2,422,164	1,461,346	768,511	187,466	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	10,409	9,788	620
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	10,409	9,788	620
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	5,339,350	6,244,410	△905,060
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	5,339,350	6,244,410	△905,060
合計		5,349,759	6,254,199	△904,440

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

債 券	売却額	売却益	売却損
国 債	783,673 千円	6,198 千円	5,856 千円
合 計	783,673 千円	6,198 千円	5,856 千円

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,470,388 千円
勤務費用	138,623 千円
利息費用	2,441 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 29,933 千円
退職給付の支払額	△ 301,699 千円
過去勤務費用の発生額	- 千円
期末における退職給付債務	2,279,820 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,214,690 千円
期待運用収益	21,371 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 2,113 千円
特定退職金共済制度への拠出金	91,572 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	26,284 千円
退職給付の支払額	△ 258,333 千円
期末における年金資産	2,093,471 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,279,820 千円
特定退職金共済制度	△ 877,192 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,216,278 千円
未積立退職給付債務	186,349 千円
未認識過去勤務費用	- 千円
未認識数理計算上の差異	47,832 千円
貸借対照表計上額純額	234,182 千円
退職給付引当金	234,182 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138,623 千円
利息費用	2,441 千円
期待運用収益	△ 21,371 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 2,569 千円
過去勤務費用の費用処理額	- 千円
小計	117,124 千円
臨時に支払った割増退職金	- 千円
合計	117,124 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

債券	561,403 千円
株式	- 千円
年金保険投資	245,614 千円
現金及び預金	26,315 千円
その他	43,859 千円
一般勘定	1,216,278 千円
合計	2,093,471 千円

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.1 %
長期期待運用収益率	0.68 % ~ 1.17 %

税効果会計に関する注記

1 税効果会計の適用に伴う内訳事項

イ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	115,702 千円
	貸出金償却	441,617 千円
	退職給付引当金	64,774 千円
	賞与引当金	8,371 千円
	未払費用	42,896 千円
	減損損失	342,346 千円
	その他有価証券評価差損	250,168 千円
	税務上の繰越欠損金	199,498 千円
	その他	141,458 千円
	繰延税金資産小計	1,606,835 千円
	評価性引当額	△ 1,516,462 千円
	繰延税金資産合計 (A)	90,372 千円
繰延税金負債	その他	△ 691 千円
	繰延税金負債合計 (B)	△ 691 千円
繰延税金資産の純額	(A) + (B)	89,681 千円

ロ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別の内訳

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.25 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.65 %
住民税均等割等	2.77 %
評価性引当額の増減	△ 22.10 %
その他	△ 0.64 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.26 %

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

1 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

リース債権

(1) リース債権の内訳	
リース料債権部分	103,920千円
受取利息相当額	<u>△4,179千円</u>
合計	99,741千円

(2) リース債権に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	15,763千円	15,920千円	16,080千円	16,240千円	16,403千円	19,333千円

2 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の事業店舗の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は10年～30年、割引率は1.981%～2.060%を採用しています。

(3) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,204千円
時の経過による調整額	104千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>-千円</u>
期末残高	5,308千円

3 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は582,737千円です。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1 連結範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 2社
株式会社 JA山梨みらい協同社
株式会社 アグリ甲斐
 - (2) 非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 0社
(該当ありません)
- 2 持分法の適用に関する事項
(該当ありません)
- 3 連結される子会社の事業年度等に関する事項
連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- 4 のれんの償却方法及び償却期間
(該当ありません)
- 5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
- 6 利益処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

継続組合の前提に関する注記

- 1 継続組合の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況
(該当ありません)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 売買目的有価証券・・・ (該当ありません)
 - (2) 満期保有目的の債券・・・ 償却原価法(定額法)
 - (3) 子会社及び関連会社株式・・・ 移動平均法による原価法
 - (4) その他の有価証券・・・ 時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法。
- 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品	・・・・・・・・・・	総平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)及び売価還元法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
販売品	・・・・・・・・・・	総平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
加工品	・・・・・・・・・・	総平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
茶事業在庫	・・・・・・・・・・	総平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	・・・・・・・・	総平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができ債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の正常先債権及び要注意先債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店及び信用部融資・債権管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、合併前の旧西八代郡農業協同組合、旧ふじかわ農業協同組合において、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は556,676千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管・管理サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 利用事業

育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑧ 農地利用調整事業

主に組合員からの農作業の委託を受けて組合が農作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 福祉・介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑩ 茶事業

組合員が生産した生茶を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑪ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 記載金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 81,624千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年1月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よっ

て、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失10,047千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した経営計画を基礎として算出しており、計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金575,274千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1 固定資産に関する圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は558,101千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	<u>360,125</u>	千円
構築物	<u>24,110</u>	千円
機械及び装置	<u>69,612</u>	千円
車両運搬具	<u>3,194</u>	千円
器具・備品	<u>18,629</u>	千円
土地	<u>82,429</u>	千円

2 リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末、A T M及びパソコン、F A X、車両等については、リース契約により使用しております。

3 割賦契約等により所有権が売主に留保された重要な固定資産

(該当ありません)

4 担保に供している資産

定期預金4,120,000千円を借入金（当座借越、当座借越限度額（4,120,000千円））の担保に供しています。また、定期預金10,560,000千円を為替決済の担保に、定期預金36,405千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

5 重要な係争事件に係る損害賠償義務

（該当ありません）

6 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	9,945千円
子会社等に対する金銭債務の総額	83,527千円

7 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	120,704千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－千円

8 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は696,317千円、危険債権額は196,653千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は892,971千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

9 土地の再評価に基づく事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

なお、土地の再評価については合併前の旧中巨摩東部農業協同組合で実施しました。

①再評価を行った年月日 平成14年1月31日

②再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額100,300千円

③同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）もしくは同施行令第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（相続税路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	48,761千円
うち事業取引高	46,217千円

うち事業取引以外の取引高	2,544 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	93 千円
うち事業取引高	- 千円
うち事業取引以外の取引高	93 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済センター・給油所・直売所・機械センター・セレモニーホールごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店・共選所等の農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
大塚経済センター	営 業 店 舗	建 物 ・ そ の 他	
甲運購買店舗	営 業 店 舗	建 物	
Aコープ栄	賃 貸 資 産	建 物 ・ 土 地	
旧清川支所	遊 休 資 産	土 地	
黒沢スタンド予定地	遊 休 資 産	土 地	
西嶋2899-3	遊 休 資 産	土 地	
西嶋 474	遊 休 資 産	土 地	
旧千代田支所	遊 休 資 産	土 地	
旧高田ふれあい店舗	遊 休 資 産	土 地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

減損対象の営業店舗については、回収可能価額が帳簿価額に達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として認識しました。

また業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については処分対象資産であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	内 訳
大塚経済センター	3,502千円	(建 物 3,074千円) (そ の 他 428千円)
甲運購買店舗	1,403千円	(建 物 1,403千円)
Aコープ栄	4,453千円	(建 物 125千円) (土 地 4,327千円)
旧清川支所	119千円	(土 地 119千円)
黒沢スタンド予定地	279千円	(土 地 279千円)
西嶋2899-3	49千円	(土 地 49千円)

西嶋 474	38千円	(土 地 38千円)
旧千代田支所	185千円	(土 地 185千円)
旧高田ふれあい店舗	13千円	(土 地 13千円)

(4) 回収可能価額の算出方法

固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額又は相続税路線価に基づき算定されています。

- 3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額
棚卸品の供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1,841千円の棚卸評価損が含まれています。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を山梨県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に信用部融資・債権管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が482,310千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	141,390,799	141,366,814	△ 23,984
有価証券	9,241,133	9,238,286	△ 2,847
満期保有目的の債権	2,391,857	2,389,010	△ 2,847
その他有価証券	6,849,276	6,849,276	-
貸出金	67,381,019	-	-
貸倒引当金(*1)	△555,371	-	-
貸倒引当金控除後	66,825,648	67,040,190	214,542
資産計	217,457,580	217,645,290	187,711
貯金	220,540,575	220,475,681	△ 64,894
負債計	220,540,575	220,475,681	△ 64,894

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は公表された相場価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	6,257,765

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	138,387,554	1,410,000	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	10,110,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	7,710,000
貸出金(*1,2)	5,303,799	4,736,349	4,563,861	4,221,753	3,860,161	44,915,425
合計	143,691,353	6,146,349	4,563,861	4,221,753	3,860,161	55,025,425

(*1) 貸出金のうち、当座貸越283,151千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等367,787千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	214,244,529	1,669,387	3,029,503	298,299	595,506	-
合計	214,244,529	1,669,387	3,029,503	298,299	595,506	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	991,857	1,000,900	9,042
	小計	991,857	1,000,900	9,042
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	200,000	198,360	△1,640
	地方債	1,200,000	1,189,750	△10,250
	小計	1,400,000	1,388,110	△11,890
合計	2,391,857	2,389,010	△2,847	

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,011,296	1,005,362	5,933
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	1,011,296	1,005,362	5,933
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	5,837,980	6,732,844	△ 894,864
合計	6,849,276	7,738,207	△ 888,931	

退職給付に関する注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,279,820 千円
勤務費用	118,590 千円
利息費用	2,279 千円
数理計算上の差異の発生額	49,819 千円
退職給付の支払額	△ 164,110 千円
期末における退職給付債務	2,286,399 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,093,471 千円
期待運用収益	20,132 千円
数理計算上の差異の発生額	5,725 千円
特定退職金共済制度への拠出金	85,303 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	24,008 千円
退職給付の支払額	△ 147,396 千円
期末における年金資産	2,081,245 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,286,399 千円
特定退職金共済制度	△ 891,060 千円
確定給付企業年金制度	△ 1,190,185 千円
未積立退職給付債務	205,154 千円
未認識数理計算上の差異	△ 3,612 千円
貸借対照表計上額純額	201,541 千円
退職給付引当金	201,541 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	118,590 千円
利息費用	2,279 千円
期待運用収益	△ 20,132 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 7,352 千円
合計	93,385 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

債券	570,278 千円
年金保険投資	249,496 千円
現金及び預金	26,731 千円
その他	44,553 千円
一般勘定	1,190,185 千円
合計	2,081,245 千円

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.1 %
長期期待運用収益率	0.67 % ~ 1.17 %

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,580千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、233,784千円となっています。

税効果会計に関する注記

1 税効果会計の適用に伴う内訳事項

イ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	100,713 千円
	貸出金償却	429,001 千円
	退職給付引当金	55,746 千円
	賞与引当金	8,283 千円
	未払費用	54,217 千円
	減損損失	343,347 千円
	その他有価証券評価差損	245,878 千円
	税務上の繰越欠損金	193,424 千円
	その他	126,772 千円
	繰延税金資産小計	1,557,385 千円
	評価性引当額	△ 1,475,760 千円
	繰延税金資産合計（A）	81,624 千円
繰延税金負債	その他	△ 654 千円
	繰延税金負債合計（B）	△ 654 千円
繰延税金資産の純額	（A） + （B）	80,969 千円

ロ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別の内訳

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.53 %
住民税均等割等	3.68 %
収用の特別控除	△ 0.55 %
評価性引当額の増減	△ 20.55 %
その他	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.60 %

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

その他の注記

1 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース債権について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	16,989千円	16,080千円	16,240千円	16,403千円	16,567千円	2,765千円

2 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の事業店舗の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は10年～30年、割引率は1.981%～2.060%を採用しています。

(3) 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	5,308 千円
時の経過による調整額	106 千円
期末残高	5,414 千円

3 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は586,738千円です。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	7,860,014	8,049,291
2 資本剰余金増加高	423,392	456,230
3 資本剰余金減少高	234,116	277,551
4 資本剰余金期末残高	8,049,291	8,227,970
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	4,575,234	4,786,944
2 利益剰余金増加高	281,256	254,661
当期剰余金	230,342	165,912
3 利益剰余金減少高	69,547	121,207
配当金	16,355	32,458
4 利益剰余金期末残高	4,786,944	4,920,398

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権額	154	150	△ 4
危険債権額	768	741	△ 27
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	922	891	△ 31

(注)

- 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
- 三月以上延滞債権
元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度
信用事業	事業収益	1,293	1,385
	経常利益	155	251
	資産の額	216,514	223,246
共済事業	事業収益	1,255	1,123
	経常利益	492	408
	資産の額	2,368	1,995
農業関連事業	事業収益	1,521	1,531
	経常利益	△ 277	△ 334
	資産の額	3,648	4,213
その他事業	事業収益	1,811	1,774
	経常利益	△ 137	△ 63
	資産の額	3,098	3,038
計	事業収益	5,880	5,814
	経常利益	233	261
	資産の額	225,628	232,492

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における連結自己資本比率は、12.65%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	山梨みらい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,303百万円（前年度3,352百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,016,832	8,165,903
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,304,094	3,347,675
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	4,786,944	4,920,398
うち、外部流出予定額(△)	32,458	65,366
うち、上記以外に該当するものの額	△41,747	△37,533
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主分の額	2,039	2,062
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,053	8,242
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,053	8,242
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	114,535	57,267
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	8,146,459	8,231,413
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16,721	10,182
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-

うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16,721	10,182
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上させるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	16,721	10,182
自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	8,129,738	8,221,231
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,188,679	58,656,701
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,272,613	1,272,613
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,272,613	1,272,613
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,498,275	6,297,277
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	69,686,954	64,953,978
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	11.66%	12.65%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和4年度			令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセッ ト 額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期 末 残高	リスク・アセッ ト 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,787,313	-	-	1,557,747	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		6,263,050	-	-	8,951,203	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		16,530,336	-	-	17,656,249	-	-
地方公共団体金融機構向け		-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け		-	-	-	-	-	-
地方三公社向け		-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		147,733,568	29,546,714	1,181,868	141,790,856	28,358,171	1,134,326
法人等向け		4,564	-	-	133,049	130,142	5,205
中小企業等向け及び個人向け		2,587,501	1,668,039	66,721	2,441,805	1,055,596	422,223
抵当権付住宅ローン		17,038,756	5,894,285	235,771	18,216,329	3,941,493	157,659
不動産取得等事業向け		428,091	422,752	16,910	383,883	378,561	157,659
三月以上延滞等		908,003	323,011	12,920	907,421	307,783	12,311
取立未済手形		25,982	5,196	207	23,128	4,625	185
信用保証協会等保証付		18,489,954	1,844,014	73,760	26,215,346	2,616,361	104,654
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
共済約款貸付		-	-	-	-	-	-
出資等		819,085	819,085	32,763	819,085	819,085	32,763
	(うち出資等のエクスポージャー)	819,085	819,085	32,763	819,085	819,085	32,763
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外		13,316,352	21,392,966	855,718	13,632,653	19,772,266	790,890
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	5,424,980	13,562,450	542,498	5,424,980	13,562,450	542,498
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	7,891,372	7,830,516	313,220	8,207,673	6,209,816	248,392
証券化							

	(うちSTC要件適用分)						
	(うち非STC適用分)						
再証券化							
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー							
	(うちルックスルー方式)						
	(うちマンデート方式)						
	(うち蓋然性方式250%)						
	(うち蓋然性方式400%)						
	(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	1,272,613	50,904	-	1,272,613	50,904	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	
上記以外	-	-	-	-	-	-	
標準的手法を適用するエクスポージャー計	-	-	-	-	-	-	
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-	
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	
合計(信用リスク・アセットの額)	225,932,559	63,188,679	2,527,547	232,728,759	58,656,701	2,346,268	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
(基礎的手法)	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%	
	6,498,275		259,931	6,297,277		251,891	
所要自己資本額計	リスク・アセット		所要自己資本額	リスク・アセット		所要自己資本額	
	(分母) 合計 a		b = a × 4%	(分母) 合計 a		b = a × 4%	
	69,686,955		2,787,478	64,953,978		2,598,159	

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 92) をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	28,624	28,624	-	-	30,433	30,433	-	-
	林業	100		-	-	100	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,031	2,031	-	-	1,338	1,338	-	-
	運輸・通信業	10,000	10,000	-	-	10,000	10,000	-	-
	金融・保険業	153,725,011		-	-	147,779,445		-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	282,267	3,762	-	-	408,647	130,142	-	-
	日本国政府・地方公共団体	22,788,638	16,530,336	6,258,301	-	26,603,399	16,452,607	10,150,792	-
	その他	1,835,878	801	-	240	1,599,789	2,907	-	219
	個人	42,097,317	41,706,386	-	907,763	51,284,942	50,934,564	-	907,201
	その他	5,162,690	-	-	-	5,010,663	-	-	-
業種別残高計		225,932,559	58,281,943	6,258,301	908,003	232,728,759	67,561,992	10,150,792	907,421
残存期間別残高計	1年以下	147,943,918	362,053	-		139,645,515	458,797	-	
	1年超3年以下	1,155,052	1,155,052	-		3,336,817	1,008,645	-	
	3年超5年以下	2,649,851	2,649,851	-		2,951,886	2,951,886	-	
	5年超7年以下	4,325,485	4,325,485	-		5,222,969	5,222,969	-	
	7年超10年以下	7,915,619	7,915,619	-		9,700,293	8,486,801	1,213,491	
	10年超	46,687,368	40,429,066	6,258,301		56,777,477	47,840,176	8,937,300	
	期限の定めのないもの	15,255,264	1,444,814	-		15,093,800	1,592,714	-	
残存期間別残高計		225,932,559	58,281,943	6,258,301		232,728,759	67,561,992	10,150,792	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様の請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
6. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	13	13	-	13	13	13	8	-	13	8
個別貸倒引当金	624	591	-	624	591	591	567	0	591	567

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和4年度						令和5年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-
個人	624	591	0	624	591	-	591	566	0	591	566	-	
業種別計	624	591	0	624	591	-	591	567	0	591	567	-	

※当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		格付	格付	計	格付	格付	計
		あり	なし		あり	なし	
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	25,207	25,207	-	28,712	28,712
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	18,440	18,440	-	26,163	26,163
	リスク・ウェイト20%	-	147,760	147,760	-	160,619	160,619
	リスク・ウェイト35%	-	16,856	16,856	-	2,205	2,205
	リスク・ウェイト50%	-	739	739	-	1,791	1,791
	リスク・ウェイト75%	-	2,223	2,223	-	579	579
	リスク・ウェイト100%	-	10,440	10,440	-	8,415	8,415
	リスク・ウェイト150%	-	111	111	-	89	89
	リスク・ウェイト250%	-	5,424	5,424	-	5,424	5,424
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	227,205	227,205	-	234,001	234,001	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.100)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	401	-	-
中小企業等向け及び個人向け	61,349	27,913	-	45,547	1,546,682	-
抵当権住宅ローン	98	-	-	405	15,874,451	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	1,380	299	-	6,349	3,046	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	2,459,826	-
合計	62,828	28,212	-	52,703	19,884,007	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 20) をご参照ください。

(8) 出資等その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 102) をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	6,244,075	6,244,075	6,244,075	6,244,075
合計	6,244,075	6,244,075	6,244,075	6,244,075

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

- ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

- ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法によって行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P. 104) をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	875	378	82	-
2	下方パラレルシフト	-	-	34	32
3	スティープ化	1,168	789		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	269	239		
7	最大値	1,168	789	82	32
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,221		8,073	

・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の正確性等にかかる確認

代 表 者 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月31日

山梨みらい農業協同組合

代表理事組合長 萩原 爲仁

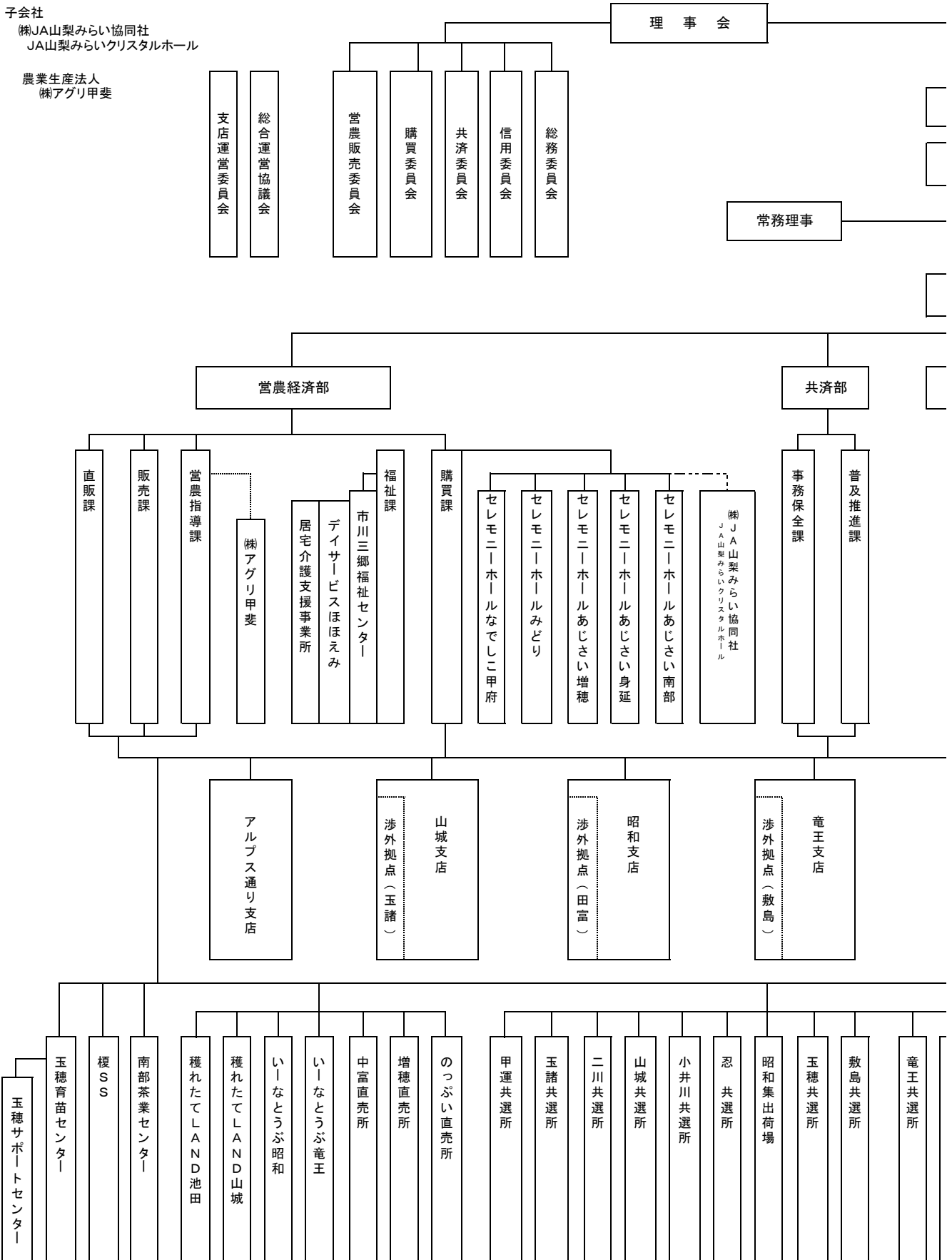
(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結注記表、連結剰余金計算書を指しています。

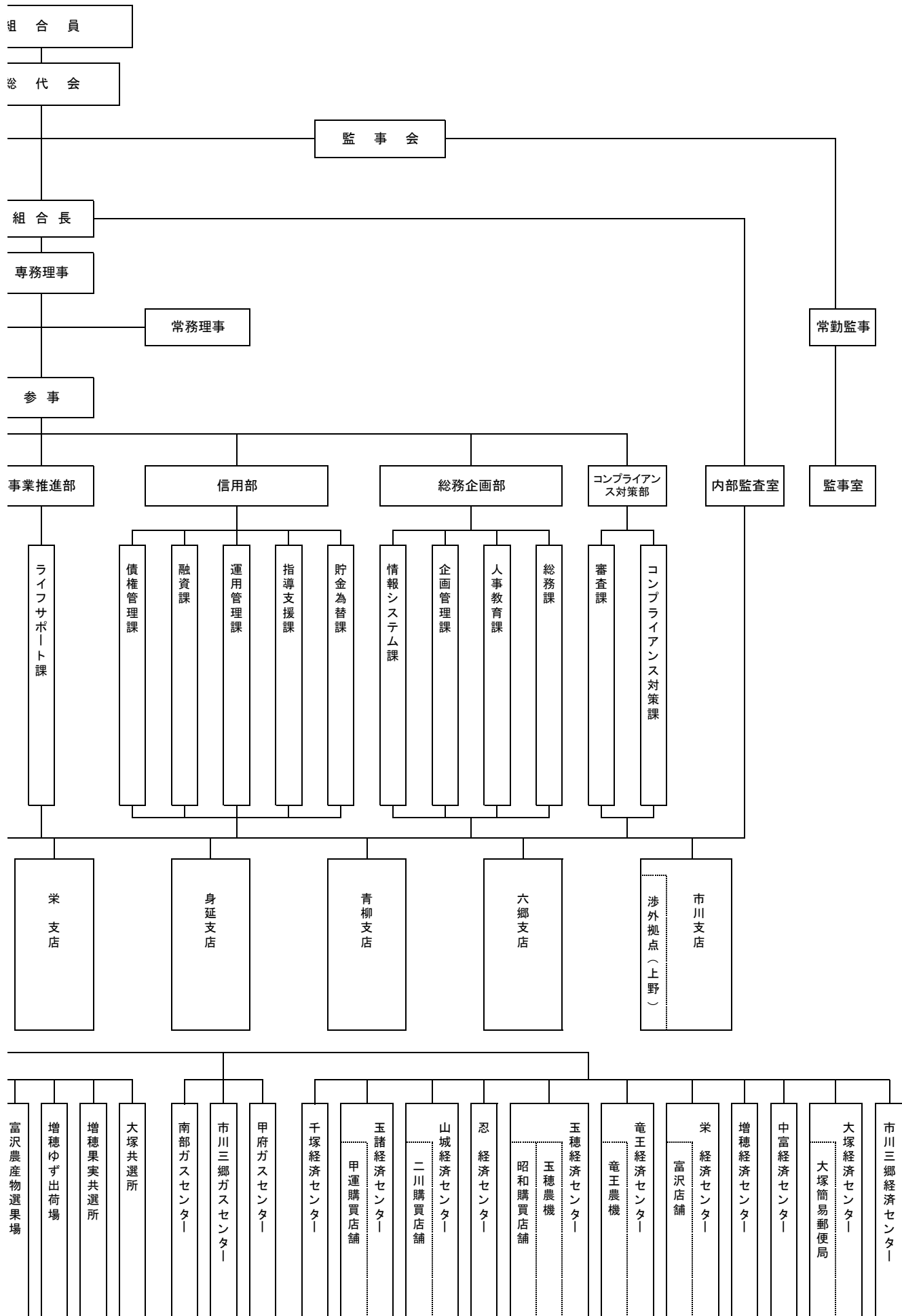
メ

モ

【JAの概要】

1. 組合の組織機構図





2. 役員構成（役員一覧）

令和6年5月現在

役職名	氏名	常勤 非常勤	代表権の 有・無	備 考
代表理事組合長	萩原 爲仁	常勤	有	認定農業者、実践的能力者
代表理事専務	遠藤 芳樹	常勤	有	実践的能力者
常務理事	笹本 孝	常勤	無	信用担当専任理事、実践的能力者
常務理事	上田 博	常勤	無	経済事業担当理事、実践的能力者
理事	長田 学	非常勤	無	総務委員長、実践的能力者
理事	花形 満寛	非常勤	無	購買委員、実践的能力者
理事	小林 一彦	非常勤	無	総務副委員長、認定農業者、実践的能力者
理事	川口 孝治	非常勤	無	共済副委員長、実践的能力者
理事	田中 正紀	非常勤	無	購買副委員長、実践的能力者
理事	小澤 俊雄	非常勤	無	信用副委員長、認定農業者、実践的能力者
理事	松岡 進	非常勤	無	信用委員長、実践的能力者
理事	志村 久美江	非常勤	無	営農販売副委員長、実践的能力者、女性
理事	河野 妙子	非常勤	無	共済委員、実践的能力者、女性
理事	望月 敏夫	非常勤	無	購買委員長、実践的能力者
理事	石川 桂子	非常勤	無	総務委員、実践的能力者、女性
理事	西山 正盛	非常勤	無	共済委員長、実践的能力者
理事	小林 一史	非常勤	無	営農販売委員、認定農業者
理事	杉田 照代	非常勤	無	営農販売委員、実践的能力者、女性
理事	上野 昌樹	非常勤	無	信用委員、実践的能力者
理事	宮澤 正樹	非常勤	無	購買委員、実践的能力者
理事	小野 泰	非常勤	無	営農販売委員長、認定農業者
理事	井上 哲夫	非常勤	無	共済委員、実践的能力者
理事	稲葉 三男	非常勤	無	総務委員、実践的能力者
理事	遠藤 一彦	非常勤	無	信用委員、実践的能力者
代表監事	小池 等	非常勤	—	
常勤監事	清水 篤美	常勤	—	
監事	一瀬 登	非常勤	—	
監事	森本 正廣	非常勤	—	
監事	市川 房雄	非常勤	—	
員外監事	清水 龍二	非常勤	—	員外監事

3. 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期末	増減
正組合員	個人 (うち女性)	13,689 (2,899)	13,273 (2,806)	△ 416 (△93)
	法人	23	23	0
	計	13,712	13,296	△ 416
准組合員	個人 (うち女性)	13,928 (4,585)	14,386 (4,738)	458 (153)
	法人	51	51	0
	計	13,979	14,437	458
合計		27,691	27,733	42
摘要				
当期末正組合員戸数		11,164 戸		
当期末准組合員戸数		11,503 戸		

4. 組合員組織等の状況

(令和6年1月31日現在)

組織名	代表者氏名	構成員数	組織名	代表者氏名	構成員数
甲府地区 果実部	松木 正治	363 人	西八代地区 果実部	塩島 栄喜	102 人
甲府地区 野菜部	塚田 正一	114 人	西八代地区 野菜部	渡辺 千雪	67 人
JA山梨みらい直売所 穫れたてLand山城運営委員会	前原 政	168 人	のっぷい農産物直売所	窪田 誠	230 人
JA山梨みらい直売所 穫れたてLand池田運営委員会	中島 浩	85 人	ふじかわ地区 果実部	初鹿 範雄	70 人
中巨摩東部地区 果実部	大久保 和仁	80 人	ふじかわ地区 野菜部	深沢 和利	57 人
中巨摩東部地区 野菜部	窪田 憲道	179 人	ふじかわ地区増穂直売所	神田 いづみ	143 人
中巨摩東部地区 直売所部会	新海 英文	330 人	ふじかわ地区中富直売所	遠藤 邦夫	153 人
女性部	市村 礼子	890 人	助けあい組織 すずらんの会	長田 睦	20 人
年金友の会	田中 博愛	11,638 人	さわやか大学	萩原 爲仁	43 人

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

6. 地区一覧

この組合の地区は、甲府市(右左口町, 心経寺町, 中畑町, 上向山町, 下向山町, 白井町, 上曾根町, 下曾根町を除く), 甲斐市(竜地, 大袋, 団子新居, 菖蒲沢, 下今井, 志田, 岩森, 宇津谷を除く), 中央市(浅利, 高部, 木原, 大鳥居, 関原を除く), 西八代郡市川三郷町, 南巨摩郡富士川町, 早川町, 身延町, 南部町, 中巨摩郡昭和町, 南都留郡富士河口湖町(河口, 大石, 長浜, 西湖, 浅川, 船津, 小立, 勝山, 大嵐, 富士ヶ嶺を除く)の区域とする。

7. 沿革・あゆみ

平成31年2月	西八代郡農業協同組合、ふじかわ農業協同組合、中巨摩東部農業協同組合、甲府市農業協同組合の4つの組合が合併し、山梨みらい農業協同組合として発足
令和3年10月	金融店舗統廃合(西八代地区・ふじかわ地区)
令和3年11月	金融店舗統廃合(中巨摩東部地区・甲府市地区)
令和4年2月	経済センター・購買店舗の再編(21施設から11施設)

8. 店舗のご案内

支店

(令和6年5月1日現在)

事業所名	所在地	お問い合わせ	支店コード	店舗番号
市川支店	〒409-3601 西八代郡市川三郷町 市川大門1776-1	TEL: 055-272-1211 FAX: 055-230-3173	01	002
渉外拠点(上野)	〒409-3612 西八代郡市川三郷町上野4916			
六郷支店	〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間2083	TEL: 0556-32-2041 FAX: 0556-32-3711	04	012
青柳支店	〒400-0501 南巨摩郡富士川町青柳町910	TEL: 0556-22-5115 FAX: 0556-22-6156	06	103
身延支店	〒409-2531 南巨摩郡身延町梅平2447	TEL: 0556-62-1017 FAX: 0556-62-3182	09	111
栄支店	〒409-2305 南巨摩郡南部町内船4812	TEL: 0556-64-3161 FAX: 0556-64-3158	10	112
竜王支店	〒400-0115 甲斐市篠原2635	TEL: 055-276-2026 FAX: 055-279-2966	13	202
渉外拠点(敷島)	〒400-0123 甲斐市島上条262-6	TEL: 055-277-2136		
昭和支店	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島328	TEL: 055-275-2121 FAX: 055-275-2125	17	210
渉外拠点(田富)	〒409-3843 中央市西花輪4321			

支店

事業所名	所在地	お問い合わせ	支店 コード	店舗 番号
山城支店	〒400-0836 甲府市小瀬町601-1	TEL: 055-241-5141 FAX: 055-243-2611	19	302
	〒400-0815 甲府市国玉町867	TEL: 055-235-2998 FAX: 055-235-2937		
アルプス通り支店	〒400-0064 甲府市下飯田三丁目5-12	TEL: 055-288-8700 FAX: 055-288-8710	23	311

本店

施設名	所在地	お問い合わせ	支店 コード	店舗 番号
本 店	〒400-0064 甲府市下飯田三丁目5-12	TEL: 055-223-9600	01	001
		FAX: 055-223-2611		
部 門	課	お 問 い 合 わ せ		
監事室・内部監査室		TEL: 055-223-9611		
コンプライアンス対策部	コンプライアンス対策課	TEL: 055-223-9604		
	審査課	TEL: 055-223-9605		
総務企画部	総務課	TEL: 055-223-9601		
	人事教育課	TEL: 055-223-9603		
	企画管理課	TEL: 055-223-9606		
	情報システム課	TEL: 055-223-9607		
信用部	貯金為替課	TEL: 055-223-9631		
	指導支援課	TEL: 055-223-9631		
	運用管理課	TEL: 055-223-9632		
	債権管理課	TEL: 055-223-9632		
	融資課	TEL: 055-223-9633		
事業推進部	ライフサポート課	TEL: 055-230-3054		
共済部	事務保全課	TEL: 055-223-9651		
	普及推進課	TEL: 055-223-9652		
営農経済部	購買課	TEL: 055-223-9660		
	福祉課	TEL: 055-223-9661		
	営農指導課	TEL: 055-223-9664		
	販売課	TEL: 055-223-9665		
	直販課	TEL: 055-223-9666		

経済センター・店舗

施設名	所在地	お問い合わせ
市川三郷経済センター	〒409-3612 西八代郡市川三郷町上野2889	TEL: 055-230-3057 FAX: 055-230-3067
大塚経済センター (大塚簡易郵便局)	〒409-3611 西八代郡市川三郷町大塚1818	TEL: 055-272-1147 FAX: 055-272-0825
中富経済センター	〒409-3301 南巨摩郡身延町西嶋625	TEL: 0556-42-3500 FAX: 0556-42-3312
増穂経済センター	〒400-0503 南巨摩郡富士川町天神中條1110	TEL: 0556-22-3147 FAX: 0556-22-2768
栄経済センター	〒409-2305 南巨摩郡南部町内船4812	TEL: 0556-64-3193 FAX: 0556-64-3208
富沢店舗	〒409-2102 南巨摩郡南部町福士2705-3	TEL: 0556-66-2211 FAX: 0556-66-2245
竜王経済センター	〒400-0115 甲斐市篠原2635	TEL: 055-276-0180 FAX: 055-279-2002
竜王農機	〒400-0115 甲斐市篠原2635	TEL: 055-276-2354 FAX: 055-276-8551
玉穂経済センター	〒409-3815 中央市成島2410-2	TEL: 055-273-2002 FAX: 055-273-8596
玉穂農機	〒409-3815 中央市成島2410-2	TEL: 055-273-2002 FAX: 055-273-8596
昭和購買店舗	〒409-3852 中巨摩郡昭和町飯喰1525-2	TEL: 055-298-4111 FAX: 055-298-2002
忍経済センター	〒409-3833 中央市藤巻2958-1	TEL: 055-273-2107 FAX: 055-273-2192
山城経済センター	〒400-0836 甲府市小瀬町340	TEL: 055-243-9608 FAX: 055-241-0711
二川購買店舗	〒400-0055 甲府市大津町292-1	TEL: 055-241-2604 FAX: 055-241-2689
玉諸経済センター	〒400-0815 甲府市国玉町86	TEL: 055-235-2998 FAX: 055-235-2937
甲運購買店舗	〒400-0811 甲府市川田町65-1	TEL: 055-235-2657 FAX: 055-235-2656
千塚経済センター	〒400-0074 甲府市千塚一丁目1-2	TEL: 055-251-4711 FAX: 055-251-4712
玉穂育苗センター 玉穂サポートセンター	〒409-3821 中央市下河東2648	TEL: 055-273-2020 FAX: 055-273-2163
南部茶業センター	〒409-2305 南巨摩郡南部町内船8526-1	TEL: 0556-64-3414 FAX: 0556-64-2299

農産物直売所

施設名	所在地	お問い合わせ
中富直売所	〒409-3424 南巨摩郡身延町伊沼116	TEL: 0556-42-3311 FAX: 0556-42-3314
増穂直売所	〒400-0503 南巨摩郡富士川町天神中條1110	TEL: 0556-22-6816
いーなとうぶ竜王	〒400-0115 甲斐市篠原2635	TEL: 055-276-2399 FAX: 055-279-2002
いーなとうぶ昭和	〒409-3852 中巨摩郡昭和町飯喰1525-2	TEL: 055-298-4117 FAX: 055-298-4116
穫れたてL a n d山城	〒400-0836 甲府市小瀬町315-4	TEL: 055-243-6766 FAX: 055-243-7755
穫れたてL a n d池田	〒400-0064 甲府市下飯田一丁目4-48	TEL: 055-228-4255 FAX: 055-228-4240

ガソリンスタンド

施設名	所在地	お問い合わせ
榎SS	〒400-0115 甲斐市篠原779	TEL: 055-276-7611 FAX: 055-276-7611

ガスセンター

施設名	所在地	お問い合わせ
甲府ガスセンター	〒400-0049 甲府市富竹一丁目7-17	TEL: 055-222-7963 FAX: 055-226-4069
市川三郷ガスセンター	〒409-3612 西八代郡市川三郷町上野2889	TEL: 055-230-3056 FAX: 055-230-3067
南部ガスセンター	〒409-2305 南巨摩郡南部町内船4812	TEL: 0556-64-3193 FAX: 0556-64-3208

セレモニーホール

施設名	所在地	お問い合わせ
セレモニーホール あじさい身延	〒409-2523 南巨摩郡身延町波木井608	TEL: 0556-62-0010 FAX: 0556-62-0011
セレモニーホール あじさい南部	〒409-2212 南巨摩郡南部町南部9442	TEL: 0556-64-1231 FAX: 0556-64-4481
セレモニーホール あじさい増穂	〒400-0504 南巨摩郡富士川町小林385-1	TEL: 0556-22-2611 FAX: 0556-22-2281
セレモニーホール みどり	〒400-0118 甲斐市竜王3249-1	TEL: 0120-79-7753 FAX: 055-279-1865
セレモニーホール なでしこ甲府	〒400-0064 甲府市下飯田一丁目4-6	TEL: 055-287-9411 FAX: 055-287-9412
クリスタルホール	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田476-6	TEL: 055-230-3026 FAX: 055-230-3027

集荷・共選所

施設名	所在地	お問い合わせ
竜王共選所	〒400-0117 甲斐市西八幡914	TEL: 055-276-3482 FAX: 055-276-3264
敷島共選所	〒400-0124 甲斐市中下条1247	TEL: 055-277-5363 FAX: 055-277-5259
玉穂共選所	〒409-3815 中央市成島2410-2	TEL: 055-273-4277 FAX: 055-273-4269
昭和共選所	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島328	TEL: 055-275-2121 FAX: 055-275-1146
小井川共選所	〒409-3841 中央市布施3280	TEL: 055-273-2108 FAX: 055-273-2771
忍共選所	〒409-3833 中央市藤巻796	TEL: 055-273-6035 FAX: 055-273-6028
大塚共選所	〒409-3611 西八代郡市川三郷町大塚1818	TEL: 055-272-0558 FAX: 055-272-0825
増穂果実共選所	〒400-0502 南巨摩郡富士川町最勝寺1016	TEL: 0556-22-3147 FAX: 0556-22-2768
増穂ゆず出荷所	〒400-0512 南巨摩郡富士川町小室北川3296	TEL: 0556-22-2211
富沢農産物選果所	〒409-2102 南巨摩郡南部町福士2700	
山城共選所	〒400-0836 甲府市小瀬町340	TEL: 055-243-9608 FAX: 055-241-0711
二川共選所	〒400-0055 甲府市大津町292-1	TEL: 055-241-2604 FAX: 055-241-2689
玉諸共選所	〒400-0815 甲府市国玉町867	TEL: 055-235-2998 FAX: 055-235-2937
甲運共選所	〒400-0811 甲府市川田町65-1	TEL: 055-235-2657 FAX: 055-235-2656

介護施設（市川三郷福祉センター）

施設名	所在地	お問い合わせ
J A 山梨みらい デイサービスほほえみ	〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間2083	TEL: 0556-32-5000 FAX: 0556-32-5010
J A 山梨みらい 居宅介護支援事業所	〒409-3244 西八代郡市川三郷町岩間2083	TEL: 0556-32-5002 FAX: 0556-32-5001

グループ会社等

施設名	所在地	お問い合わせ
(株) J A 山梨みらい協同社	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田476-6	TEL: 055-230-3026 FAX: 055-230-3027
(株) アグリ甲斐	〒409-3612 西八代郡市川三郷町上野2889	TEL: 055-230-3200 FAX: 055-230-3067

ATM ※年末年始は稼働時間が異なる場合がございます。

(令和6年5月1日現在)

設置場所	稼働時間	
市川支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
グンゼタウン内	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
六郷支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
下部ふれあい店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
青柳支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
青柳支店 店内	平日 8:45 ~ 15:00	土・日・祝日 休業
中富直売所	平日 9:00 ~ 20:00	土・日・祝日 9:00 ~ 18:00
身延支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
栄支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
南部町役場本庁舎	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
南部町役場万沢分所前	平日 8:00 ~ 21:00	土 9:00 ~ 17:00 日・祝日 休業
竜王支店	平日 8:45 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
昭和支店	平日 8:45 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
(旧)田富支店	平日 8:45 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
玉穂経済センター	平日 8:45 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
(旧)敷島支店	平日 8:45 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
いーなとうぶ昭和	平日 8:45 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 17:00
山城支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
アルプス通り支店	平日 8:00 ~ 21:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00
玉諸経済センター	平日 8:45 ~ 19:00	土 9:00 ~ 17:00 日・祝日 休業
千塚経済センター	平日 8:45 ~ 19:00	土 9:00 ~ 17:00 日・祝日 休業
和戸ショッピングセンター フレスタ 甲府東	平日 9:00 ~ 20:00	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
エクスポージャー	リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
オペレーショナル・リスク （相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役員取引等費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。コア資本金金融機関の経営の安定度を測る指標のひとつです。出資金と利益準備金や任意積立金などの内部留保の合計であり、返済の必要がない資本のことです。
CVAリスク （Credit Value adjustment）	派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と、信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額が、変動するリスクのことです。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額およびオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウエイト）を乗じて算出したものです。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券等一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウエイトに置き換えることができます。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
標準的手法	価格変動リスクにさらされている資産のうち、信用リスクを計測する際に認められた手法のひとつで、基本的な計算方法のことです。
モーゲージ・サービシング・ライツ	住宅ローンを証券化した場合に金融機関が計上する将来の回収代手数料の現在価値のことです。
リスク・ウエイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
IRRBB （Interest Rate Risk in the Banking Book）	金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の市場価格または収益が変動することにより生じるリスクのことです。バーゼル銀行監督委員会の自己資本規制の枠組みにおいて、第2の柱の一環として位置付けられています。
△EVE	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値（純資産）の減少額として計測され金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値（純資産）の減少額として計測されるもののことです。
△NII	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもののことです。

ディスクロージャー誌 用語の説明

用語	内容
ALM	資金の調達と運用の両面からその組み合わせや資金配分を管理し、収支とリスクのバランスを取ることを目的とした金融機関の経営管理手法のことです。
オフ・バランス	貸借対照表（バランスシート）には計上されない取引を指示す。代表的な科目としては、リース資産や金融派生商品などです。
キャッシュ・フロー	一般的に企業経営における現金の収支の流れのことです。
金融ADR制度	金融分野における裁判外紛争解決制度。金融機関が苦情処理・紛争解決手続を実施する機関と契約締結することを義務付ける制度のことです。
金融再生法開示債権	金融機関に開示が義務付けられている不良債権であり、「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権のことです。金融再生法開示債権には、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」および「正常債権」の4つの分類があります。
リスク管理債権	農協法の規定により信用事業を行う組合がディスクロージャー誌に記載すべき事項として定められている貸出金をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の4種類があります。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
コンプライアンス	法令遵守。各種の法律をはじめとした「法令遵守」のみならず、企業倫理・理念実現、行動基準等農協内規程の遵守を含めたものです。
資産自己査定	当JA自らが貸出先などの債務者について、その財務状況等を調査し、返済能力に応じて区分を行い、回収の危険性等を判断して分類する一連の手続きを指します。返済能力に応じた区分は、正常先、要注意先（その他要注意先と要管理先）・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5段階であり、その各債権を回収の可能性に応じて非分類からIV分類の4段階に区分します。自己査定の結果により、適正な償却・引当が行われるとともに、資産（＝経営）の健全性の維持・向上がはかられます。
税効果会計	企業会計上の資産または負債の額と課税所得計算上の資産または負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続です。
セーフティネット	安全網。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さい金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
ポートフォリオ	保有資産の構成内容。組み合わせ。
リスクフリーレート	「無リスク金利」とも呼ばれ、理論的にリスクがゼロか極小のリスクフリー商品（無リスク資産）から得ることのできる利回りのことです。代表的なものとして、「Libor」や「国債の利回り」が挙げられます。